

内閣委員會議録第二十一号

昭和三十三年三月二十七日(木曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事相川 勝六君 理事高橋 等君

理事保科善四郎君 理事前田 正男君

理事山本 正一君 理事石橋 政嗣君

理事受田 新吉君 大坪 保雄君

北 隆吉君 大村 清一君

薄田 美朝君 辻 政信君

中馬 辰猪君 中川 俊忠君

永山 忠則君 林 唯義君

船田 中君 眞崎 勝次君

山本 榮吉君 阿部 五郎君

山本 榮吉君 飛鳥田一雄君

淡谷 悠蔵君 木原津與志君

中村 高一君 西村 力弥君

出席國務大臣 藤山愛一郎君

外務大臣 津島 壽一君

出席府委員

(防衛庁参事官) 加藤 陽三君

(防衛庁参事官) 山本 幸雄君

(人事局長) 小山 雄二君

(装備局長) 森 治樹君

(外務事務官) 高橋 通敏君

(条約局長) 専門員 安倍 三郎君

委員外の出席者

三月二十七日

委員藤原三君、栗山博君、赤松勇

第一類第一号

内閣委員會議録第二十一号

昭和三十三年三月二十七日

第一類第一号

内閣委員會議録第二十一号

昭和三十三年三月二十七日

第一類第一号

内閣委員會議録第二十一号

昭和三十三年三月二十七日

第一類第一号

君、小松幹君及び山口シヅエ君辭任につき、その補欠として林唯義君、中馬辰猪君、阿部五郎君、中村高一君及び西村力弥君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員阿部五郎君辭任につき、その補欠として山崎始男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十六回国会閣法第一五五号)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

國防會議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

○福永委員長 これより會議を開きます。
防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、國防會議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案及び第二十六回国会より継続審査になっております防衛庁設置法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、質疑を続行いたします。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 本論に入ります前に、この間津島長官に質問いたしました

際、外務大臣が御出席にならなかったのて保留になっております面から明白にしておきたいと思ひます。

それは昨年の十二月十九日でしたか、安保委員会におきまして、サイドワインダーの受け入れを決定いたしました際の、いわゆる外務省の発表いたしました共同発表の文句でございますが、御承知の通りサイドワインダーは、日本政府の要請に基いて供与することになったのだというふうな発表になっておるわけですか。

この点でも私も私どもの方には納得いたしております。津島長官の答弁を聞きまして、実際はそういうことではないのだ、すなわち日本政府の要請があればいいというような意味合いに解釈しておるのだ、こういうお話でございます。そういうことになりまして、この発表というものの文句が、非常に事実と反したような形になるわけでございますが、なぜ米政府は日本政府の要請に應じ、その辺をよくわかるように一つお答弁願ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣 御答弁申し上げます。十二月十九日の安保委員会において、この問題の話し合いが出たわけであります。当時の事情から申しますと、防衛庁は新しい科学兵器の問題についていろいろ御検討になっており、その中にはサイドワインダーの問題もあつたかとわれわれ承知しておるわけでありまして、それらの問題につきましても、十九日の安保委員会において話が

うに、安保委員会の性格としては、懇談的な機関でありますので、安保委員会自体がきめるものでもなく、その後の政府間の交渉において決定をするわけでありまして、従つて日本側からサイドワインダーというふうなものの要求があつたということであれば、アメリカ政府としてもそれを供与していいのじゃないかというふうな話し合いが行われたので、それを内閣の方に移して、そうして政府の間で今後この問題をやるというふうになつたわけであり

ます。従つてそういう意味で当時安保委員会において話が行われた。しかしながら安保委員会が最終の決定の機関になっておるわけではございません。

○石橋(政)委員 それは今まで總理や津島長官にも、この安保委員会の性格というものについて再三質問を重ねておるわけなんです。その結果、今大臣がおっしゃつたようなことは十分了解しておる。そういうことではあればなおさらこの発表は納得できない。私が説くまでもなく十分に御承知だと思ひますが、スタンブ大將の発言がこの共同発表でそのまゝ書いてあるわけですか、スタンブ大將の発言の中では「米

國政府は日本政府の要請に應じ、空対空誘導弾サイドワインダーを供与する旨を明らかにし」というふうに書いてあるわけですか。ところが實際の話は聞いてみますと、日本政府がサイドワインダーを下さいといったようなことは

ない、サイドワインダーという名前自体全然知らなかつた津島長官もはつ

きりおつちやつてゐる。何か適当なものがあつたらくれませんかということ

は個人的に話したと言ふ。津島長官が個人的に話したことは、これは日本政府を代表しての発言ではなかつたと思ふ。にもかかわらず、外務省情報文化局発表の共同発表によりまして、日本政府の要請に應じてスタンブ大將がやると言つてゐる、このところがどうも納得がいかない。これは非常に簡単な字句の問題のようにとれますけれども、今から私がずっと質問していきま

す安保委員会の性格という問題にからみまして、どうしても明確にしておいてもらわなければならぬと思うのです。が、今大臣のおっしゃるようなことではございません、この文句がちよつと誤まりだつたということになると思ひます

がどうですか。
○藤山國務大臣 日本政府の要請があつたならばアメリカ政府はこれを譲渡することが考えられるということを言

われたわけでありまして、あるいは必ずしも発表の時期が適當でなかつたかもしれないと思ひますが、事實はそういうことではないと思ひます。

○石橋(政)委員 そうしますと、この発表が非常に誤りであつたということ

が第一点。それからサイドワインダーの供与という問題については、イニシアをもちが持つておつたのでは

なしに、アメリカの方が好意的と申し

ますか、これ要りませんか、要ると

おっしゃれば上げますよ、そういう持

していいわけですね。

○藤山國務大臣 防衛庁としてはいろいろなもの新兵器として御検討になつていたと思ひますし、またそれらの問題について常時いろいろアメリカ側とも折衝しておられたと思ひます。従つて、新兵隊をもちたいという意思は表示されたようでありますが、その中にサイドワインダーならば渡せるだろうという話があったわけでありませう。

○石橋政委員 私、こういうような公式な発表などはもう少し慎重にやつてもらひたいと思ふ。日本政府の要請があれば上げようということ、日本政府がくれと言ふから上げようということとは違ふのですよ。私は今後こういう共同発表に當つてはもう少し慎重に文章そのものについても練つていただきたと思ひますが、その点、今後留意していただきますか。

○藤山國務大臣 共同声明その他そういうものにつきては今後とも十分注意をいたしたいと思ひます。

○石橋政委員 それでは本論に入りますが、私は昨年何れもこの安保委員会の性格、特に不平等条約との関連の上において質問を重ねておるわけですが、お答えを願へば願へば、何が何やらさっぱりわからぬということなんです。そこで一つ一つお尋ねをしていきたいと思いますけれども、安保委員会の任務として当面最も重要な問題は、米軍の配備の問題である、このように津島長官は十一月十一日、私の質問に対して答えておられますが、この点、津島長官、お考えに変わりないでしょうか。

○津島國務大臣 お答え申します。當時は米軍の撤退が急速に行われるという事態がございました。安保委員会の初期においては、これをどうするかというところが当面の重大な問題でございました。従つて、その安保委員会の課題である第一の問題が急いだ問題になつたわけでありませう。しかし私はそれだけが安保委員会の重大課題であるというように排他的に申した覚えはございません。すなわち第二の、御承知のように交換公文の形式で国連憲章との関係がどうであるかという問題も議題に上り、その結果を見たわけでありませう。第三の課題について今後検討する、これが一番大きな問題だと思つておられます。従つて過去の当委員会等における私の答弁中に、もしかりに一番大事だと言ふようなことを言つたといひましたけれども、それは米軍の撤退が始まりましたので、それに即応して、たとえば駐留軍離職者の問題、その他基地の返還の問題、また日本側においてそれに対処する方策等が重大になつたという当時の、いわゆる安保委員会の初期と申しますか、当面の問題が重大であつたということを申し上げたわけでございます。それはある面においてそういう発言があれば、その当時の事情を申し上げたというようにどうぞ御了解を願ひたいと思ひます。

○石橋政委員 それはちよつと違ひます。国連との関連の問題についてはすでに九月に交換公文がかわされて片づいております。私が質問したときの内容というのは、在日米軍の配備及び使用について安保委員会できるとおっしゃるけれども、使用の問題に關連してお尋ねしたときに、使用の問題は主として日米行政協定の二十四条によつて処理できる。しからば安保委員会にお

いてこの使用の問題ということになる

とどういうことをやるんだと私が尋ねたわけなんです。そうしたら、長官は、哨戒の問題を持ち出しました。そこでさらに私が、哨戒とか演習とかそういうような問題しか安保委員会では話ができないのですか、それでは今まで盛んにいかに安保委員会が重要な委員会であるかのごとく言つておつたのは、ちよつと誇大に過ぎはせぬかと尋ねたら、長官は、いやそれは配備の問題がある、これが当面最も重要なんだ、こうおっしゃつておるのですよ。

○石橋政委員 そういうことをおっしゃられると、私は一々速記録を読み上げなければならぬことになる。長官が何と答えたかもう一度思い出していただけませんか。こういうことを言つておるのです。「配備の問題は非常に重大だ」と思ひます。しかし使用もここに付加してあるわけでありませう。付加ですよ。ちよつとつけ加えてあるといふのです。それで安保委員会の任務というか、協議事項というものは、当面において重要なものは、配備の問題が一番大きいだろうと思つておられます。こうおっしゃつておるのです。使用で追ひ詰められたら配備に逃げておるのですよ。配備が一番重要だ。安保委員会が在日米軍の使用——私は使用の方が重要だ、いざというときには在日米軍がどういふ形で動かされるか、これが一番重要だと思つて、そこで使用に焦点をしばつて追及していったら、いや、使用は行政協定の二十四条でしか規定がある。安保委員会で使用の問題について協議するといふのは、これは付加されたようなものだが、實際は配備だとあなたがおっしゃるおるじゃありませんか。あのときはそれで私の質問に対して逃げ口上でこういうことをおっしゃつたといふのですか、いかがですか。

○津島國務大臣 ただいま申し上げましたように、当時の情勢からいって、米駐留軍の撤退の問題が迫つた大きな当面の問題であつたわけでありませう。その意味におきまして、防衛庁長官といたしましては、配備の問題は重大であり、そのあとをどうするかということが最大の関心事であつたわけでありませう。そういうふうな当時の状況からいってその当面の課題としてこの問題が安保委員会に取り扱われて、また協議の課題になるに於ては非常に重大である、こういうような趣旨であつたと私は思つております。

○石橋政委員 それじゃ外務大臣にお尋ねいたします。私配備の問題から先にお尋ねしたいと思ふのですが、安保委員会においては米軍の日本における配備及び使用については実行可能な限り協議するといふうな文句になつておるわけですね。ところが条約上は、日本国内及びその付近に配備する權利を在日米軍は持つてゐることになつてゐるわけですね。いいですか。安保委員会では日本における配備しか協議しない。しかし實際に在日米軍は日本国内及びその付近における配備の權利を持つてゐる。安保委員会はなぜその付近の配備についての協議ができないのですか。

○藤山國務大臣 安保委員会の性格でありますけれども、御承知のようにアイゼンハワー大統領と岸総理との共同声明から出発したわけでありまして、安全保障条約に伴います諸般の問題を討議検討して、さうして話し合ひをして、合意に達するものはそれによつて兩國政府の管理に移す、こういうのが性格だと思ひます。従ひまして安保条約から起ります広範な問題をいろいろ論議するわけでありませう。そう

るわけですね。その意味においてよく解釈すれば、それらの問題全部が当時の課題になるといふ趣旨での御質問と思つたために配備、使用という問題だけに關する限りにおいて申し上げた、こういうわけであつたと記憶しております。

るわけですね。その意味においてよく解

釈すれば、それらの問題全部が当時の課題になるといふ趣旨での御質問と思つたために配備、使用という問題だけに關する限りにおいて申し上げた、こういうわけであつたと記憶しております。

○石橋政委員 そういうことをおっしゃられると、私は一々速記録を読み上げなければならぬことになる。長官が何と答えたかもう一度思い出していただけませんか。こういうことを言つておるのです。「配備の問題は非常に重大だ」と思ひます。しかし使用もここに付加してあるわけでありませう。付加ですよ。ちよつとつけ加えてあるといふのです。それで安保委員会の任務というか、協議事項というものは、当面において重要なものは、配備の問題が一番大きいだろうと思つておられます。こうおっしゃつておるのです。使用で追ひ詰められたら配備に逃げておるのですよ。配備が一番重要だ。安保委員会が在日米軍の使用——私は使用の方が重要だ、いざというときには在日米軍がどういふ形で動かされるか、これが一番重要だと思つて、そこで使用に焦点をしばつて追及していったら、いや、使用は行政協定の二十四条でしか規定がある。安保委員会で使用の問題について協議するといふのは、これは付加されたようなものだが、實際は配備だとあなたがおっしゃるおるじゃありませんか。あのときはそれで私の質問に対して逃げ口上でこういうことをおっしゃつたといふのですか、いかがですか。

○津島國務大臣 ただいま申し上げましたように、当時の情勢からいって、米駐留軍の撤退の問題が迫つた大きな当面の問題であつたわけでありませう。その意味におきまして、防衛庁長官といたしましては、配備の問題は重大であり、そのあとをどうするかということが最大の関心事であつたわけでありませう。そういうふうな当時の状況からいってその当面の課題としてこの問題が安保委員会に取り扱われて、また協議の課題になるに於ては非常に重大である、こういうような趣旨であつたと私は思つております。

○石橋政委員 それじゃ外務大臣にお尋ねいたします。私配備の問題から先にお尋ねしたいと思ふのですが、安保委員会においては米軍の日本における配備及び使用については実行可能な限り協議するといふうな文句になつておるわけですね。ところが条約上は、日本国内及びその付近に配備する權利を在日米軍は持つてゐることになつてゐるわけですね。いいですか。安保委員会では日本における配備しか協議しない。しかし實際に在日米軍は日本国内及びその付近における配備の權利を持つてゐる。安保委員会はなぜその付近の配備についての協議ができないのですか。

○藤山國務大臣 安保委員会の性格でありますけれども、御承知のようにアイゼンハワー大統領と岸総理との共同声明から出発したわけでありまして、安全保障条約に伴います諸般の問題を討議検討して、さうして話し合ひをして、合意に達するものはそれによつて兩國政府の管理に移す、こういうのが性格だと思ひます。従ひまして安保条約から起ります広範な問題をいろいろ論議するわけでありませう。そう

るわけですね。その意味においてよく解

して最終的には第三項にありますように、両国民の願望に従って安条約の運用をしていくというのが本来の使命だと思ひます。従ひまして、安条約委員会におきましては、いろいろな点について話し合ひをする議題が非常に制限されているという問題でもないわけでありまして、いろいろな問題を話し合ひおうということになっております。

従つて今御指摘のように、安条約に伴います諸般の問題について日本の軍との関係も話し合ひますし、また政治的な問題等についても話し合ひをしていく、こういうことが性格になつております。ただいま御指摘のような国内とあれとの問題につきましては、条約局長から御説明いたします。

○石橋政委員 それではわかりやすいように根本から質問いたします。安条約によつて、合衆国は其の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその付近に配備する権利を持つてゐるという事は間違ひございませんね。

○藤山國務大臣 間違ひないと思ひます。

○石橋政委員 安条約によつて在日米軍、いわゆる合衆国は空軍、海軍、陸軍というやうなものを日本の区域、それからその付近に配備する権利を持つてゐるという事は、今外務大臣お認めになりました。このアメリカが持つております権利というものと、今度の安条約委員会の発足というものは密接な関係があるわけですか。このアメリカの持つておる権限のうち、日本の付近における配備について安条約委員会で協議することができないようにしたという事は、一体どういふことなのかという事なんです。これは条約上の

問題ではないのです。政治的な問題です。大臣答えて下さい。

○高橋政府委員 条約上の問題になりますから、私からちょっと前もつてお答え申し上げます。

確かに御指摘の通り、第一条においては「日本国内及びその附近」となつております。それからこの共同声明では「日本における配備」となつております。それから、この文字通り申し上げますから、この文字通り申し上げますれば、御指摘の通りその付近という事は抜けておるわけでありまして、しかしこの安条約というものは条約でございます。それからこの共同声明というものはあくまでもコミュニケー——共同声明でございます。本来もしこれが条約でありますれば、字句解釈やその点が完全に適合するように書くのが本筋だらうと思ひます。しかしこれはあくまでも共同声明でございますから、その方に条約と同じように字句の末々までも厳格に書くというものは、かえつて共同声明の実体をそぐゆゑんではないか。すなわちある程度よく然としてゐるのかえつて共同声明の共同声明たるゆゑんではないかというものが、やはり共同声明の持つ使命ではないかと考へております。そこで共同声明においては、大体「日本における配備」というやうに書きまして、条約のように「その附近」というところまでこまかく入れることを避けた次第でございます。それから安条約の「その附近」といふのは、やはり安条約第四條における「日本区域」といふのが全主體となつております。すなわち日本国内に配備することが主體でございます。これはなぜ「その附近」といふことを入れたかと申しますと、たと

えば日本の国内の附近に艦隊を絶えず遊よくさせておくとか、そういうやうな問題は、通常こういう条約がなければ非常に非友好的な行為である、そういうたしまして、一國は他國に対してその非友好的なやうな行為に対して重大な抗議をなすことができるというものが一般國際法の通念ではなからうかと思ひます。従つてそのような場合をなくするために「その附近」を入れた。しかし第一條においてはあくまでも日本の国内における配備というのが主眼である、そのように考えまして、この共同声明においても最も主體であるところの「日本における配備」ということで「附近」ということを落した次第でございます。

○石橋政委員 それじゃ大臣にお尋ねをいたしますが、安条約委員会においては条約上という「その附近」も協議の対象になるわけですか。

○藤山國務大臣 できると思ひます。

○石橋政委員 思ひますじやないですか。

○藤山國務大臣 できます。同時に附近も検討の対象にはなると思ひます。

○石橋政委員 それは兩國政府がきちつと話し合ひが、できておりますか。今条約局長は何とかうまいことを言つていますけれども、原文を見たら一番はつきりしております。安条約では「イン、アンド、アバウト、ジャパン」になつておる。今度の共同コミュニケなりあるいは安条約委員会の審議内容というところでは明らかに「イン、ジャパン」となつております。あなたの方で勝手に附近も入るのだとおっしゃつても、アメリカの方ではのけてあると言へばどうなりますか。

○藤山國務大臣 共同声明におきまして安条約委員会の設立の当初から言へば、安条約そのものに關連する諸般の問題をハイ・レベルでもつてごく率直に話し合おうというものが委員会の性質でありますから、私はそういう観点から見まして話し合へるもの、こう思つております。

○石橋政委員 それじゃその点は、日米間の意思の統一はなされておるかという点についてのお答えを願ひます。

○藤山國務大臣 アメリカもそう考へておると思つております。

○石橋政委員 それじゃ先ほど条約上アメリカが日本の国内及びその附近に陸海空軍を配備する権利を持つておるというのを外務大臣は認めました。だからこそこの安条約委員会の審議すべき事項の中でこの点に觸れておるわけですが、実行可能なときはいつでも協議するといふ文面で表れておるの、本来権利がアメリカ側にあるから、その権利を認めた上に立つておるからこそ、この実行可能なといふ言葉がついたといふふうに理解しようございますか。

○藤山國務大臣 日米間の協力関係は非常に友好的でありまして、何でも率直に話し合おうというのが趣旨であります。従つてできる限りいろいろな問題について話し合おうということなんでありまして、そういう意味においていろいろな場合に話が進められると思つております。

○石橋政委員 今さらそんなことをおっしゃつても、私が何度質問しても、総理大臣も津島長官も条約、協定

によつて定められた権利義務というものはそのままあるのだとおっしゃつてゐるのです。私の質問に対してはゆる統一解釈といふものを文書で持つて参りましたものを讀んでみても書いてある、行政協定の規定が共同声明といふやうな形式で変更されているものではないと政府は言ひ切つてゐるじやありませんか。権利義務といふものは明らかに残されておることをはつきり政府は認めてゐるのです。この点間違ひないでしようね。

○藤山國務大臣 今の政府の統一解釈の通りであります。しかし私の申し上げたのは、つまり安条約委員会というものはお互ひにハイ・レベルでもつて安全保障条約關係の一切について話し合ひをしようという意味でありますから、私はそういうことを申し上げたのであります。

○石橋政委員 それじゃ条約、協定上の権利義務というものは依然として残つてゐるという事は確認してよろございませぬ。

○藤山國務大臣 そうであります。

○石橋政委員 そこで問題が発展する。安条約の第三條を思い出していただきたい。「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、兩國政府間の行政協定で決定する。」このやうにありまして、日本国内及びその附近に在日米軍が配備される、その配備を規律する条件は行政協定で決定するといふのが安条約です。この点確認していただきたいと思います。

○藤山國務大臣 その通りであります。

○石橋政委員 そうしますと、配備を規律する条件は、行政協定以外の方法では制約できませんね。条約の第三條

に基いて配備を規律する条件というのは、行政協定以外にはよらないということが明確になっていることは御確認願えるわけですね。

○藤山国務大臣 条約局長から……。

○石橋(政)委員 条約局長じゃない、あなたは安保委員会の正式メンバーですよ。

○高橋政府委員 ちょっと私から補充的に申し上げますが、配備を規律する条件は両国政府間の行政協定で決定することになっております。ただしこれは行政協定以外で決定してはいけないというのではない。一応それは行政協定で決定することになっておるが、しかしほかの方は全然除外して、ほかの方でやってはいけないのだということにはならないと思うのでございます。私はそういうふうに考えております。

○石橋(政)委員 条約局長がそういうことをおっしゃるのですが、安保条約をもう少ししっかり読んでも下さいよ。両政府間の行政協定で決定するとある、これ以外の方法でもよろしいという解釈がどこから出てくるのですか。

○高橋政府委員 もちろん両国政府間で協議して行政協定を改訂する方法でこれを決定していてもよろしいかと思っております。しかし本協定で決定するということは行政協定だけで決定して、ほかの方の決定の仕方——名前は行政協定といいますが、双方の合意ではないいろいろ決定できると思っております。

○石橋(政)委員 条約を預かる局長がそういう論弁を弄してもらっては困ると思う。それでは片一方受けている方の行政協定を読みましょう。同条約第三條は、合衆国の軍隊の日本国内及び

その附近における配備を規律する条件は両政府間の行政協定で決定すると述べているので、また、日本国及びアメリカ合衆国は、安全保障条約に基く各自の義務を具体化し、且つ、両国民間の相互の利益及び敬意の緊密なきずなを強化する実質的な行政取極を締結することを希望するので、よって、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。こうあるのです。安保条約の第三條では、配備を規律する条件は行政協定で決定するときめている。行政協定はそれを受けて、そうきめたからこの行政協定を締結する、こうなっているのですよ。これ以外の方法であるという解釈がどこから出てくるのですか。行政協定を改訂するというのならわかる。

○高橋政府委員 御指摘の点、私非常に不十分であつたかと思っております。わかりました。ただ行政協定というものは、ここに書いたこの行政協定だけであるということでは、ないと思ひます。と申しますのは、行政協定というものが一つの固有名詞的と申しますか、普通名詞的に考えられていて、従つてそういう行政協定、いろいろそういう協定でやっていくのがいいのだ、そこでここに一つのこういう形式の行政協定ができ上つた、従つてこの行政協定でなくてはいけないというのではないのです。それ以外の、名称はいろいろあると思いますが、そういう協定でやっていけるものだというふうに考えております。

○石橋(政)委員 それでもけっこうなんです、私の方は。もう前書を讀まないうでしうね。大臣に確認しておきま

しょう。安保条約によつて米軍を日本国内に配備する権利はアメリカが持っている、その配備を規律する条件は行政協定による、現行の行政協定も新しく行政協定でめつこうです。がとにかく行政協定によらなければならぬということ、条約局長は今のはっきりおっしゃいましたが、その点閣僚たる大臣確認いたしますか。

○藤山国務大臣 その通りでけっこうだと思います。

○石橋(政)委員 それでは進めましょう。今日日本の国民が一番心配しているのは、核兵器の問題です。この核兵器を日本に持ち込まれるのじやなからうか、自衛隊が装備するのじやなからうか、これは重大なる関心を寄せております。これは日本の国民だけではな

い。イギリスの国民も西ドイツの国民も今真剣にこの問題に取り組んでいる。日本の国民は過去において幾多の経験を持つていただけに、これらの国々よりも幾層も倍の熱意あるいは憂いを持つてゐるわけでありませう。そこで核兵器の持ち込みについても再三各議員が質問を重ねております。そのときに、岸総理も津島長官もあなたも絶対に核兵器は持ち込ませません、なぜだと言つたり、今度できました安保委員会において在日米軍の配備の問題については両国政府が話し合うことになつてゐる、この話し合いがなされない限り、この話し合いが一致を見ない限り核兵器を持ち込もうといつても持ち込まれないから心配ありませんといふことをおっしゃつてゐる。総理は再三言つてゐる。私から、心配だから装備というやうな問題が配備の中に入りますかと聞きましたら、入りますと

総理大臣は自信満々で述べておられます。ここです、問題は。一体なぜ安保委員会が協議されるだけで安心がいくのか、第一、条約上配備の権利はアメリカが持っている。だから岸総理が装備の問題は配備に入るから大丈夫だといふのは、私に言わせれば逆なんですよ。そう思いませんか。在日米軍が核兵器を持ち込むといふことは、在日米軍の装備の問題だ、それは配備の問題に合まれる、こういう解釈を総理がとつておられる。だから権利がアメリカ側に留保されている。そこでアメリカは勝手に持ち込もうと思えば持ち込める権利を持つてゐるのです。しかしあなたの方のおっしゃることを一応信用しましょう。実行可能な限りは安保委員会が協議する、それで実行可能になつて協議がされたとする。ここで意見の一致を見なければどうなります。アメリカは当然の権利として持ち込むことができます。もう一步譲りましょう。ここで協議が成立してもいい。ところがそれそれ両国政府が持つて帰つて、成規の手続でやらなくてはならぬ。成規の手続というのは何だ。今あなたも認めになつた通り、行政協定を作つて、配備を規律する条件を行政協定で定めないう限り、向うさんの権利はなくなりませんよ。こう考えていつたら、核装備の問題は配備の問題の中に含まれる。安保委員会が協議されるから、絶対に心配要らぬといふことは、これは逆であつて、わざわざアメリカの権利として認めたことになつて、協議されてもだめ、あるいは協議されないかもしれない。協議によつて意見が一致するものは依然として残る、安保委員会を作つたことによつて、何らのこ

な困難が出てきて、阻止できるという理屈には少しもならぬと思うのです。が、大臣いかがですか。

○藤山国務大臣 御指摘の通り核装備といふものは世界的な大きな問題でもあり、核装備をしないといふことが日本国民の念願でもあることは御指摘の通りだと思ひます。従つて今の日本とアメリカとの友好関係の上において、日本が欲しないものを、権利を持つてゐるからといって押しつけるというやうなことはしなうと思ひます。またわれわれは、その意味において、それは十分安保委員会が取り上げられるべき問題であり、また取り上げていかなければならぬ問題だと思ひますのであります。そういう意味において、私どもはアメリカがそういうことを考えてゐるときには、安保委員会が話し合いをするとかいふことを考えておるわけでありまして、御指摘のような意味において、われわれは、單純に権利を持つてゐるからといつて、アメリカが円満に話し合いを付けないで持ち込むといふことは考えておりません。

○石橋(政)委員 そういうことではおはや安心できないのですよ。あなたもお認めになつた通り条約上権利はアメリカ側にあるのだ。話し合いをしなかつたて、持つてきてても文句を言えないじやありませんか。日本政府は、あなたは何を根拠に文句を言おうといふのですか。私は条約、協定の問題にばつて今話をしているわけなのです。それでは、あなたも条約、協定上の問題だけにばつてお答え願つてもけっこうです。条約、協定上の権利義務といふものは依然として残る、安保委員会を作つたことによつて、何らのこ

れに關しての移動はないと、こういうこともあなたのお認めになっているじゃありませんか。総理も認めているのです。少くとも条約、協定上は、今何を持ってどうともかまわぬという権利をアメリカは持っているじゃありませんか。しかもそれを制約するものは何もないじゃありませんか。ほんとうに岸内閣が、核兵器なんか持ち込まれては困る、国民の世論の上に立つてそう考へるならば、なぜこの権利義務の明らかなる、いわゆる協定を締結するという方向で不安を一掃しないのですか。大丈夫だ、大丈夫だと言われるままに、する。とそこまでいってしまわないという保障はないじゃありませんか。しかも安保委員会で協議されるから絶対に持ち込まれることがないのだというような欺瞞を——欺瞞ですよ、これは。安保委員会にはそんな権限はないじゃありませんか。権利義務ははっきり残っていると云っている。協議機関だと言っている。成規の手続はその後にとるのだと言っている。先ほどお尋ねいたしましたサイドワインダーの受け入れの問題についてもそうです。日本政府の要請があったからやるような、こういうごまかしの発表をやって、実際はアメリカから、要らぬかといって押しつけられたようなものじゃありませんか。核兵器が同じようなことにならぬとは限らぬじゃありませんか。そんな心配がないなら、なぜサイドワインダーといったようなものの受け入れについてすら国民に対してごまかしの発表をするのですか。明らかにサイドワインダーはアメリカ側から積極的かどうかだといって持ってきたということ、今ははっきりした。ほんとうに核兵

器を持ち込ませないと云うならば、この際行政協定を改訂するなり——私はそれが一番いいと思う。あるいは新たな行政協定によってでもけつこうで。きちっとアメリカの権利を制約する方向をとらなければいかぬと思いますが、そういう考えはありませんか。

○藤山國務大臣 今まで申し上げておりましたように、日米の協力関係というのは親密であつて、アメリカ側においてもこの関係を非常に重視しておるわけでありまして、従つて日本国民の願望でありますやうな問題につきまして、權利を持っておるからといって、その法律上だけで、行使することは、アメリカのためにとらぬことは当然なことだと思つております。従つてそういう問題が起りましたときに十分協議することは当然でありまして、われわれとしては現在の安保委員会の運営その他において十分これを阻止することができ、こう思つております。

○石橋(政)委員 それではその問題はあと回しにしますが、安保条約によりますと在日米軍というのは日本防衛の責任だけを負つておるわけですか。条約上ははっきり責任を負うという言葉もございません。しかしあなた方は日本を守るために来ておるわけであつて、どうおっしゃるでしょう。それは一歩譲歩してもけつこうです。在日米軍というのは日本防衛ということだけが目的ですか、いかがです。

○藤山國務大臣 日本防衛が目的だと思ひます。

○石橋(政)委員 あなた、安保条約を讀んだことがありませんか。安保条約を讀んだことがありませんか。安保条約を讀んだ上です。そういうことをおっしゃつ

ているのですか。

○藤山國務大臣 むろん極東の平和を確保するというのがございます。しかしながら極東の平和というものはやはり日本に關連しておるわけでございます。そういう意味において極東全体にわたつて何らかをするためにということには解されると思ひます。

○石橋(政)委員 条約をそう勝手に自己流に解釈しないで下さい。アメリカの国会ではそんなことは通用しませんですよ。在日米軍というものは極東における國際の平和と安全の維持に寄与するというのが一つの目的なんです。もう一つは、いわゆる日本の安全に寄与する。この二つの目的を持っておるのです。岸総理は自衛隊が核装備を持たない、核兵器を持たない、そのために防衛を全うできなくてもやむを得ぬとおっしゃいました。これも重要な發言です。少くとも武力によつて國を守らうというものが、防衛を全うできなくてもやむを得ぬというばかな發言は私はないと思つて。これは与党の議員の中にも賛成の方もおります。私もはもともと武力によつて國を守らうと思つていない。しかし一たび武力によつて、軍事實力によつて國を守らうということになれば、いかなる手段を講じてでも最大限の努力を払つて防衛を全うする、という線が出てこなければならぬ。しかし岸総理は核装備を持たないことによつて日本の防衛が全うできなくとも、負けてもしやうがないとおっしゃいました。この考えはそのままアメリカさんに核兵器を持つてまで守つてもらふ必要はない、こういう考えにもつながら思つたのですが、その点それではいかがです。

○藤山國務大臣 日本は日本の自衛のためにできるだけのことをいたすことは當然でありまして、日本国民として最大限の努力をすることもまた當然だと思ひます。しかし核兵器によつて装備するかしないかという問題は、それとは別個だと思つたのでありまして、日本としてはできるだけ最大限の努力をして防衛をやるといふふうにお考へております。

○石橋(政)委員 二つ以上続けて質問するといつても答へがないので、一つずつしつぱつてやります。岸総理は核装備をやつてまで日本を守らうとは思わぬ、核兵器を持たないために負けてもしやうがない、防衛を全うできなくとも、この点は閣僚たる大臣もお認めになるわけでしょうね。

○藤山國務大臣 日本の國民の念願から言ひまして、核兵器を持たぬという考へ方があるわけでありまして、従つて核兵器を持たなくても、負けるという前提はおかしいと思ひます。最大限の努力をして、努めて負けないようにやるといふのが當然だと思ひます。

○石橋(政)委員 岸総理は負けてもしやうがないとはっきり言つておるのです。あなたは違ひますか。核兵器を持たないために、日本防衛を全うできなくともやむを得ませんと総理ははっきり言つておる。これは辻委員の質問のときだったと思つた。前長官の船田さんはかんかんになって、この席で総理に食つてかかつておりましたよ。総理の考へとあなたの考へと違ふなら違ふでいいのです。いかがですか。

○藤山國務大臣 核装備をしなければ負けるとか負けないとかわからぬわけ

であります。私としては、核装備というものはなしで、できるだけ負けないようにやるのが當然だと考へております。(笑聲)

○石橋(政)委員 それではその点は岸総理とや見解を異にするというふうにとつていいわけですかね。岸総理は、自衛隊が核装備を持たないことによつて、防衛の万全を期することができなくともやむを得ない、こう発言しているのですが、あなたはそう思わぬ、そういうふうにお考へていいのですか。それならそれで私は岸総理が出てきたときに今度質問します。あなたが幾らそう言つたつて、閣僚であなたと違ふ考へを持っている人がいるんだから、そんな人は首を切れと私は総理にそう申します。(笑聲)

もう一つ、日本の自衛隊は核装備を持たなくても、日本にはアメリカという友軍がある、同盟國がある、これが万全の力を振つて日本の防衛をやつてくれるだろう、こういう考へがその陰にはあるだろうと思つた。そうしますと、そのアメリカが、核兵器を装備しなければ日本の防衛の万全は期せない、こういふたら外務大臣としてどうしますか。安保委員会ですと言わぬと限りませんよ。

○藤山國務大臣 核兵器を装備しなれば日本が守れないとか守れるとかいふような仮定のことにつきましては、私御答弁し兼ねます。

○石橋(政)委員 今アメリカが、対ソ戦略といったような面で、どういふ構想を持っておるか十分に御認識あるだろうと思つた。ソ連がICBMを完成した以後において、アメリカはどういふ構想を持っておりますか。アメリカに

はこれに対抗するいわゆるICBMというものが無い。そこでやむなくどういう措置をとろうとしておるか。あなたも安保委員会のレギュラー・メンバーとして十分御認識になっておると思いますが、いよいよソ連の周辺に近接する地域にアメリカは第一線基地を持つて居る。この第一線基地にIRBMとそれから核貯蔵所というものを設置して対抗しようとしている。しかしこれも早急に間に合う問題でないから、さしあたっては原子爆弾や水素爆弾を投じた爆撃機を四六時中空中を飛ばして、基地をやられても、そのまま敵地に向って発進できるような態勢をとっておく、こういうことについては十分御認識があると思う。大統領はこういう点に關して放送演説であるといふ一般教書で述べておられます。私がいまさらここで読み上げる必要もないと思う。幸いにわれわれには同盟国がある、第一線基地があるということをも再三言っております。その中に日本が含まれておることははっきりしておるのです。アメリカは日本を守るといふそういう立場にあるかもしれない。条約上はなくても、それと同時に極東の安全に寄与するという任務を持つておる。日本を守るために装備は要らないとかりにあなた方がおっしゃって、われわれはもう一つの目的であるところの極東における国際平和と安全に寄与するためには絶対に要るのだ、こういう主張をしてこないとはいえない。今のアメリカの対ソ戦略からいって、私はそういう要求の必ず出てくる時期がくると思う。そういうときに、アメリカとの友好關係がどうにか、そんなことを幾らおっしゃっても

だめですよ。少くとも日米安保条約は認められておる。極東における国際の安全と平和を確保するために絶対に要するのだと言つてこられたときに、それを突っぱねることができませんか。何を根拠にして突っぱねますか。外務大臣。

○藤山國務大臣 たいだいまお話のありましたように、現在の段階において、アメリカもソ連も核兵器で戦備をしておるといふことは、御指摘の通り事実だと思ひます。しかし私は、日本の外務大臣として、第三次世界戦争が起るというふうな不幸を避けるべく努力するの私の任務だと思ふのであります。われわれとしては核兵器の生産、保有、使用といふようなものについて、一日も早く世界的に軍備縮小なり、あるいは制限などができまして、そういうものが用いられない時代に一日も早くするように努力するのは外務大臣としての任務だと考えております。

○石橋(政)委員 あなた一人が幾らさか立ちして任務と考えてやろうとしてもだめですよ。世界の動き、流れをあなた一人が食いとりめられるような顔をしてだめですよ。現にもう台湾にも核兵器と、無人爆撃機マドル部隊が配置されておるのを、あなたは知っておりませんか。沖繩にもその現象がある。韓国にもきておる。とにかく第一線基地には全部この原子兵器というものがもうすでに配置されておる。そういうときに、日本だけが拒否できるかという問題、当然あなたたちとしても真剣に考えなければならぬと思う。口約束だけではなしに、ほんとうに持ち込ませないというのなら、向うの権

利を制約するきちとしたものを作る必要があるのじやありませんか。なぜそれをやらないのですか、外務大臣。

○藤山國務大臣 私だけで世界の平和を達成するような、そんな大それたことを考えておりませんが、世界各國の人たちが、すでに核兵器を使って第三次世界大戦をやることは人類の破滅だといふことは、身にしみて感じておるわけでありまして。この大きなやほり流れといふものは、われわれも当然促進していく、さきやかであらうとも努力をして参らなければならぬのであります。そういう意味においてわれわれは努力をするといふことを申し上げたので、私一人がやつてそれができるのだといふことを申し上げたわけではないのであります。再度のお尋ねでありまして、私は現在の日米友好關係の上において、日本が欲しておらないことを押しつけてくるというふうなことは考えておらないのであります。

○石橋(政)委員 あなたの願望というものには真剣なものだと認めてもいいです。しかし世界の動きといふものはそれとは逆に進んでおるのじやありませんか。あなたは外務大臣という立場で、原爆の実験一つ阻止するためにどれだけ動きができましたか。あなたは一生懸命やつておるつもりかもしれませんが、実験一つ阻止できない。米ソ両陣営は、この核兵器といふものの増強に血道を上げておるじやありませんか。逆の方向にどんどん進んでおるのじやありませんか。そういうときに万般の憂いをなくするために日本だけにでも持ち込ませないといふ腹から考えておるならば、なぜ持ち込ませないような規定をしないかと言つておる。

それでは申し上げますが、安保委員会で話をされるのもけっこうでしょう。あなたは日米間の友好關係云々、そういうことから、好まないものを持つてくるはずはない、こうおっしゃいます。しかし条約上は、アメリカは持ち込もうと思えばいつでも持ち込める權利を持つておるということだけは確認できますね。

○藤山國務大臣 その点については先ほどお答えした通りに考えておるわけでありまして。核実験の問題につきましても、むろんこれはなかなか一朝一夕には参りませんけれども、しかしながら本年あたりの動向から見ますれば、核実験だけを切り離しても、あるいは協定が査察等の問題が発達してできるのじやないかといふような若干の動きにもなつてきております。決して悲観しないで、われわれはそういう意味において努力しなければならぬ、こう考えております。

○石橋(政)委員 答弁をそらさないで下さい。今までの總理大臣以下閣僚の答弁、あるいは私の質問に対してお示しになった政府の統一解釈、そういうものによつて、条約や協定で定められた權利義務といふものは、共同声明や安保委員会の協議といったようなものでは変更されないといふこと言つておる。従つて岸總理は、装備といふ問題の在日米軍の日本区域内、あるいはその附近における配備の權利は、アメリカ側が持つておるのだから、条約上權利として核装備も核兵器も、持ち込もうと思えばいつでも持ち込める權利をアメリカは持つておるのだ。私は条約上だけの話をしている。そういうふう

に理解して差しつかえないでしようね、こう言つておるわけですか。

○藤山國務大臣 先ほどからお答えしているように、そういうふうに考えております。

○石橋(政)委員 はつきり言つて下さい。前言ったから二度言わなくていいといふことはないでしょう。アメリカは持ち込もうと思えばいつでも持つてこられる權利を持つておるわけですね。

○藤山國務大臣 条約上の權利は持つております。

○石橋(政)委員 アメリカは条約上核兵器を日本に持ち込もうと思えばいつでも持つてこられる權利を持つておる、こういう重大な発言を外務大臣はなされました。条約上權利を持つておるものを制約しようと思えば、これまた条約、協定によらなければならぬ、そういうことも御認識願いますね。

○藤山國務大臣 安保委員会ができました、阿國の願望に沿つて安保条約を運賃するわけでありまして。そういう意味において、阿國の友好關係から見ても、安保委員会においてすべての話し合いをしなければ、そういうものを行使しないといふふうにならなければならぬと思ひます。

○石橋(政)委員 安保委員会といふものをすぐ持ち出すのですが、それじやいいです。私はほかの問題をここで一つ合間に入れます。安保委員会ではなれば話し合いができないようなことをいつでもおっしゃるのですが、行政協定の二十六条には何と書いてあります。日米合同委員会は、何のためにあるのですか、外務大臣。

○藤山國務大臣 日米合同委員会は、行政協定から起る諸般の問題を討議し

決定していくわけでありませう。安保委員会は、先ほどから申し上げておられますように、岸総理とアイゼンハワー大統領とが安保条約をめぐる諸般の問題につきましても、最高レベルでもって一つ話し合つて、そして両国の国民の考え方をそこで述べて、そして友好親密にこれらの安保条約から起る諸般の問題を話し合つていこう。そして両者が合意に達したもののだけについて、両国政府でそういう取りきめその他もやつていこう、こういう意味でありまして、そういう意味において大きな政治的な意味を持った委員会だとわれわれは考えておるわけでありませう。従つて諸般の問題について十分そこで審議をし、話し合ひをして、そして安保条約の運骨に資していく、こういうわけでありませう。

○石橋(政)委員 これはだれでもいいのですが、合同委員会の正式メンバーを教えて下さい。

○森(治)政府委員 お答えいたします。合同委員会の日本側の代表はアメリカ局長でございます。先方は参謀次長でございます。

○石橋(政)委員 そうすると今度の安保委員会というものは、メンバーの上からいって一クラス上だ、こういうことになるわけですね。そこで安保委員会に逃げ込むわけですが、その安保委員会というもののについて、先ほど申し上げたように、まず第一に、たとえば核兵器持ち込みというような問題を諸うとした場合に、実行可能な限りという制約がありますから、議題に供されないというおそれもある。本来アメリカ側が権利として持つておるといふことを、外務大臣は今認めた。だから

日本が核兵器持ち込みについて話し合ひをしようと言つても、向うが拒否することもある。これは間違いないです。実行可能な限りですから……。それから一つずついきましよう。

○藤山国務大臣 安保条約に伴いますいろいろな問題については、私は現在の日本とアメリカとの関係においてあらゆる問題を必ず持ち込んで、この安保委員会でも話し合ひをするということに確信を持つております。

○石橋(政)委員 実行可能な限りとある限りです、これこそ。されない場合もあり得るかということですか。

○藤山国務大臣 私は、ただいま申し上げましたように、すべての問題が安保委員会でも話し合ひをされる、こう考へております。

○石橋(政)委員 そうすると安保委員会ではすべての問題が協議される。一応それでは、その点であなたがそうおっしゃるならば、今後そうなるものと信じていい。それでは協議されて、協議が不成立になる場合もあるわけですね。そしてまた、成立しても今度成規の手續をとらなくちゃならぬ。この面でひつかかることもあり得るわけですね。この点いかがですか。

○藤山国務大臣 安保委員会が協議が整つた場合は、当然あります。それから協議が整つた場合は、両国政府間の取りきめになるわけでありませう。

○石橋(政)委員 そうしますと、岸総理が、安保委員会にかかるから絶対に心配は要らぬのだというようにおっしゃつておられるのは、いささかこじつけだというふうになるかと思う。今まで岸総理にわれわれが再三尋ねて、あなたが幾ら核兵器を持ち込まない

と言つてみたところで何らその保障はないじゃないかと繰り返して繰り返して言うことに対して、総理は何と言つたかという、念のため答弁をそのまゝ読ましようか。これは昨年の十一月十六日私の質問で、私は、核兵器の持ち込みは心配要らぬ、安保委員会でも話し合ひから大丈夫だとおっしゃるが、アイゼンハワー大統領と特に核兵器というものを議題に供して話し合ひをされたことがありますが、核兵器の持ち込みについても安保委員会でも話し合ひということが確認されておりますか、という質問をしたのに対して、岸総理はこう答えております。特に核兵器の装備をどうするかというところは話し合ひません。これは核兵器だけじゃない、将来いろいろな科学兵器の進歩に伴ひましていろいろな装備が起ることがあると思ひます。これは私は当然配備の中に入つて両国の安保委員会において話し合ひをすべき事項である、かように考へております。そこで私は

「その核兵器の問題等についても、安保委員会において両国政府代表の意見が一致を見なければ絶対に持ち込まない」ということでございませうか。一さやうに考へております。これだけのことで、もう絶対安心だと言わねばかりの答弁なんです。いつもそうなんです。しかし厳密にずっと考へていきますならば、特に条約、協定の問題だけにし

ば、あなたが先ほどから再三認めておられるように、とても安心できない。配備する権利はアメリカが本来持つておる。この権利を規制するものは、規律するものは行政協定による以外はない。かりに安保委員会において話し合

いをして、協議が不成立に終ることもある。協議が成立してもやはり行政協定というところに戻つてくる。行政協定を結ばなくちゃならぬ、ここに戻つてくる。そうしますと、将来ならば、行政協定の改訂なり、新しい締結なりができるかもしれぬけれども、今だからできるのだという理由が私にはわからない。岸総理がアメリカに行つたときに、一番国民が関心を払つたのはこの不平等条約の改訂です。岸総理もそこに焦点を置いて、アイゼンハワー大統領以下アメリカ側の首脳部と話し合つたとおっしゃる。ところが、いろいろアメリカ側の国内事情によつて、条約、協定を直ちに改訂することは困難である。だから安保委員会というものをやることになった、こういうお話です。しかしよく考へてみれば、これにみんなひつかかつておられるので、私に言わせれば、国民は岸さんにだまされておる。今は条約、協定の改訂はできないけれども、将来ならばできるという保証が一体どこにあるのか。ここに安保委員会というようなワン・クッションを設けて、ここですつと逃げておられるのですから、安保委員会でも話し合つても、結局は行政協定に戻つてくるという事です。今なら改訂はできぬ、将来はできる、こういう保証は一体どこにあるのですか。これでも、安保委員会というものが、事不平等条約の改訂という問題に關しては、ごまかしであるという私の意見に反駁できませんか。安保委員会でも幾ら協議して決定しても、それだけでは何も協定決定されても、条約、協定の改訂というところに戻つてこなくちゃな

らぬ。これでもごまかしでないといひますか。いかがですか、大臣。

○藤山国務大臣 ただいまお話のありました通り、総理がアメリカに行かれました。安保条約全体について、日本の立場からいろいろな話し合ひをされたわけでありませう。その結果が今御指摘の通り、いろいろな事情があるから安保委員会等を作つて、そしてそこでいろいろ検討した上で、最後の第三項にありませう。両国民の願望に沿うように、将来安保条約の改訂も考へていこう、こういうことでできた委員会だと思ひます。従つて、この委員会は将来にわたつて、やはりそういう問題について討議をしていく、またお互の考え方を述べ合つていくというふうになるかと思ひます。そういう趣旨からいひまして、安保委員会にすべての問題がかかつてくる。また協議がととのわないものはアメリカ側がこれを実行に移さないというふうに、われわれは感じておるわけでありませう。決してごまかしの機關だとは思つておりませう。

○石橋(政)委員 ごまかしですよ。はつきりごまかしです。特に内閣委員会でも質問しておることに對して、安保委員会が意見が一致しなければ、アメリカは勝手にやらぬことになつたのだと総理は何度も言つておられますが、そんなものじゃないやないですか。安保委員会の意見が一致したつて、行政協定に戻つてくるじゃありませんか。安保委員会だけでアメリカの権利を制約することはできぬじゃありませんか。あなたもさつきから認めておるやうに、それを、安保委員会でもかりにアメリカの権利を制約できるか

のごとく誇大に宣伝してきたところに問題がある。しかも、その一番関心の大きな核兵器の持ち込みというような問題まで安保委員会の議題になり、ここで意見の一致を見なければならぬ。この点、いかにもアメリカの権利を制約できるかのごとく、今まで誇大に宣伝してきたのではない。これをうそじやないというのです。幾ら意見が一致したって、両国政府の正規の手続によって新たな協定を結ぶか、現行協定を改訂しない限りアメリカの権利を制約することはできない。やういふ言っておくことはごまかしです。それででもごまかしやないというのです。

○藤山國務大臣 安保委員会の権限と申しますか、安保委員会としてはただいま申し上げておりますように、あらゆる問題をここに持ち込みまして、そうして話し合ひをし、また安保条約はむろんのこと、行政協定等の不備な点を決定し、あるいはこれらを両国民の願望に沿うように運用改訂する問題を取り上げるのでありますから、むろんそうした問題については、安保条約の改訂とかあるいは行政協定の改訂とかいうことには、場合もありましよう。そういう意味において安保委員会はハイレベルでもって十分懇談協議して、そして両国民の願望その他もそこで話し合うというところの機関であるわけでありませう。

○石橋(政)委員 明快です。安保委員会がごまかしだという意味において明快です。去年から私に追及されて、条約及び協定上の権利義務の点については、依然としてそれは存しておるとい

うことを言わざるを得なかつた。だから核兵器というような問題について、安保委員会の議題にして、意見が一致しなければならぬ。この点、いかにもアメリカの権利を制約できるかのごとく、今まで誇大に宣伝してきたのではない。これをうそじやないというのです。幾ら意見が一致したって、両国政府の正規の手続によって新たな協定を結ぶか、現行協定を改訂しない限りアメリカの権利を制約することはできない。やういふ言っておくことはごまかしです。それででもごまかしやないというのです。

私はそれじゃ最後に確認しておきます。今の問題は、核兵器の装備といったような問題は、配備の中に入る。従つて安保委員会の議題に供されることはあるかも知れぬ。しかし幾ら安保委員会の協議の議題に供せられて意見の一致を見ても、結局は両国政府を縛るところの何らかの条約、協定その他の措置がなされなければ、それをもってアメリカの権利を制約することができない。やういふことを確認していただければ、きょうはあなたに対する質問は一応終つて、あとで總理に質問いたします。

○藤山國務大臣 安保委員会で話し合ひをしまして、話し合ひが合意に達しないものはアメリカ側がこれをやらぬというのを私も確信しております。従つてそういう意味になりますれば、別に行政協定を急ぐ必要もない。

○石橋(政)委員 そんなばかなことがあるのですか。配備に関する権利はアメリカが持つておるとあなたは言つたじやありませんか。認めただじやありませんか。この権利を規制する方法を話しておるのです。安保委員会で意

見の一致を見るということは、アメリカの権利を規律する、規制する、それについての意見の一致を見るわけなんです。意見の一致を見ないということでは、アメリカの権利を規制することができないということになるのです。その点、あなたたちのごまかしがあるのです。今の話はおかしいじやないですか。権利は本来アメリカが持つておるのです。この権利に何らかの制約を加えるために、安保委員会で協議するのです。意見の一致を見て初めて権利を制約する方法が出てくるのです。意見が一致しなければアメリカは依然として権利を持つことになるのです。そのロジックにごまかしがあると私は言つておるのです。いかがですか。

○藤山國務大臣 安保条約を運営する上において、政治的に考へてみまして、日本とアメリカとの友好関係において、ただいま申し上げましたようにいろいろな問題を安保委員会で討議いたしまして、日本の国民の考え方を申しますれば、友好的な立場からいって、日本の欲せざるものをアメリカは押しつけることはしないということを私は申し上げております。

○石橋(政)委員 私はきょうは条約論争をやつておるのですから、条約にばつてきて下さい。アメリカは日本に合衆国の陸海空軍を配備する権利を持つておるといふことをあなたは認めておるのです。この権利を制約する方法は行政協定による以外にないといふこともお認めになったのです。い

いですが、認めただことを忘れちゃ困りますよ。この制約をするための一つの方法としてあなたたちは、安保委員会

というものができた、安保委員会で話し合うことになったと云う。安保委員会で話し合ひができて、なるほど日本政府のおっしゃる通りだ、核兵器は持つておめようという、すなわちアメリカの権利を制約することに意見が一致したとする、そうすると勢い行政協定の改訂なり新協定の締結なりという方向に向つていく。いいですか、残念ながら協議が成立しなかつた、その場合にはアメリカの権利を制約できないといふことになるのです。条約上やうなことでしやう。いかがですか。

○藤山國務大臣 話し合ひがつかない場合には、アメリカがその権利を行使することはすまいと思ひます。従つて私はその手続をする必要もないんじゃないかと思ひます。

○石橋(政)委員 するかしらないかは別です。私が聞いているのは、アメリカの権利に何らかの制約を加えることができないかつたといふことになるということと確認していいわけですね。そういう場合。

○藤山國務大臣 純法律論からいへばあるいはそうかもしれませぬけれども、とにかくこの問題を話し合ひをして、そして日本の欲しないことを向うは権利行使でやらぬといふことを私も信じております。

○石橋(政)委員 純法律論でいいんです。安保委員会で協議とこのわづらうな場合には、アメリカの権利は条約上何らかの制約を加えることにはならぬ。そのことだけお認めになりますね。法律的にいいんです。私は法律論争をやつておるんだから。

○藤山國務大臣 両国の首脳者が会談をして、そしてできたものでありますから、条約上の問題はありまして、大きな意味において両国を制約していることは当然のことでありませう。

○石橋(政)委員 そんなばかなことがあるもんですか。あなたは、サイドワインダー受け入れという問題一つをとつてみても、安保委員会で協議したといつても、それだけで何の効力もないと言つておるじやありませんか。そのときにはそのとき都合のいいやうなことを言ひ、ほかのときにはまた別のことを言つて、やういふやうなためなことはやめなさい。サイドワインダーの受け入れのときだって、安保委員会では供与しよう、日本は受け入れようときまつただけでは何にもならぬと言つておるんじゃないやういふ。現実、津島長官は安保委員会の翌日、閣議でサイドワインダーの性能その他の説明をして、そして了承を得ているじやありませんか。安保委員会の話し合ひだけでサイドワインダーの受け入れといふやうな問題についてすら何ら両国に拘束力はないと言つておるじやありませんか。今度は別ですか。そういう詭弁はやめなさいと言つておるんです。なぜ率直に言えないのですか、私が法律論として質問しているのに。安保委員会で幾ら話し合ひをしてみても、協議がととのわなければアメリカの権利を制約できない、協議が成立しても行政協定その他の措置によらなければアメリカの権利を制約できない、これだけのことがなぜ認められないのですか。

○藤山國務大臣 共同声明を基本とする安保委員会というものは、両国の最高首脳部が大きな意味において話し合ひをされ、決定されたものでありますから、

て、むろん条約上の効力があるわけであまりせんけれども、両国政府を大きく縛っておりまして、これは事実でございます。従つてこの委員会の決定というものは、両国政府が尊重し、またその趣旨に従つていくということも当然だと思ひます。

○石橋(政)委員 それがごまかしだといふんです。この間私に政府の統一解釈といふものをくれたじやありませんか。これには何と書いてありますか。安全保障条約に基いて両国政府が合意して定めた行政協定第二十四条の規定が共同声明といふような形式で変更されるものではないと言つておられるじやありませんか。これをまた変へるんですか。

○藤山國務大臣 先ほどから申し上げておりますように、変へておられるわけにはありません。しかしながら両国の最高政治責任者の話し合ったものは尊重されるべきものであり、するということを上へ上げておられるわけでは、

○石橋(政)委員 共同声明というような形式で変更されるものではないと前には言つておられるじやありませんか。これはあなたも含めた政府の統一解釈です。あなたはいかに共同声明、アイク・岸声明といふものが条約協定を上回る、そういう大きな拘束力を持つておられるのか、今度言つておられるけれども、この間私が使用の問題について質問したときに、共同声明というやうな形式で協定すら変更されるものではないと政府が述べておられるんです。

○藤山國務大臣 法律的にはむろんその通りでございます。従つてそこにお示しの通りの統一解釈であります。しかし両

国の政治的関係から大きな精神的なものを考へてみれば、それは大きく条約その他の精神を作つておられるのだと思つておられます。従つて政治的に見ますれば、それは尊重されるべきものであつて、当然尊重していただくのだ、こう考へます。

○石橋(政)委員 だから政治的にはあなたたちが一生懸命やればいいんです。私は条約上、法律上のことだけ聞いておられるんです。この間私がいろいろ質問したら、石橋は政治上の問題と条約上、法律上の問題と混同してうまくやつてきたといふやうなことを、愛知官房長官が放送討論会で言つておりましたが、そういう疑いがあるなら、私はこの際はずきり分けましようと言つておられる。政治上の問題はあなたが持つておられる。条約上の問題をあなたがお尋ねしては、おわかりです。アメリカは日本に陸海空軍を配備する権利は持つておられる。この権利に対して何らかの制約を加へようと思へば、行政協定による以外にはない、これは再度お認めになった。しかし特別に安保委員会というものを作つて、ここで話し合ひをして、意見が一致して、その後両国政府が正式の手續をして行政協定の改訂とか新しい協定の締結といふやうなところにならなくては拘束力はないといふことになる。話し合ひが成立しなければこのアメリカの権利といふものに何らかの制約を加へることにならぬ。これだけの法律論をなぜお認め願へないんですか。

○藤山國務大臣 先ほどから申し上げておりますごとく、政府の統一解釈は御承知の通りに、私も思つておられるわけでありまして、その点に異存はござい

ません。ただ条約その他を運用して参ります上においても、両国の精神的な紐帯または両国の首脳部の考へ方といふものが、これを運用して政治的な大きな力であるといふことは申すまでもないことでありまして、その意味において安保委員会といふものにいろいろ問題をかけて、そうしてその両国で話し合つた精神によつていくものだ、こう考へておられます。

○石橋(政)委員 政治上の拘束と法律、条約上の拘束とどちが優先しますか、国際間に……

○藤山國務大臣 優先すると申しますのは、やはり条約といふものは両国間のあれで最高の政治的な立場でもつてこれを運用するのが当りまゐるのだ、当然なことだと考へておられます。従つて友好親善の関係にある国との条約の運用といふことについては、そういう点から考へて十分運用されるものだと考へておられます。

○石橋(政)委員 なんておかしなことを言ふのですか。共同声明というやうな形式で変更されないと、あなたが政府の統一解釈だと示しておきながら、今それをくつがえすやうなことを言おうとするのですか。共同声明といふのはこれは政治的な問題です。拘束力ありとするならば、政治的な拘束力しかありません。行政協定といふのは、これは条約協定、法律です。明らかに法律上両国を拘束しているのです。どちらが優先するかと言つたときに、この間は統一解釈としておつきりと共同声明の方を否定しているじやありませんか。その後の答弁においても、岸総理は両国間の条約協定上の権利義務はそのまゝ存している、総理も認めてお

じやありませんか。

○藤山國務大臣 私は、それですから先ほどから政府の統一解釈によつて、あるいは総理も言われたように、条約によつて効力があるといふことは認めおけるわけですから。ただし、両国の間の政治的関係から見まして、たとえば核兵器の持ち込みといふやうな問題については、大きな政治的観点から見て、日本国民の願望を十分アメリカ側が了承する、そうしてまた日本国民の願望を尊重しなければいかぬといふ大きな精神から見ても運用されるべきだといふことを申し上げておられるわけであり

ます。

○高橋政府委員 ちょっと私から補充、補充させていただきます。ただいまの法律的解释、政治的解释といふ問題で御指摘になったのでございまして、これはまことに御指摘の通り、一応法律的解释はどうだ、政治的解释はどうだ、われわれは自分の仕事の範囲内ではそういうことは考へますけれども、実は法律的解释とは何であるかといふことも、政治的解释とは何であるかといふことも、非常にむづかしい問題なのでございまして。そこでたとえば法律的解释といふ場合に、どういふのを法律的解释といふのか、たとえば言葉の解释であるか、論理的な解释であるか、非常にむづかしい問題であります。私はそこを法律的解释であり政治的解释だといふにはつきり分けることはできないんじゃないか、こ

ういふふうに考へておられます。ただいま御指摘の点もわれわれ事務局当局として考へます。たとへばこの安保委員会の協議がととのわぬ場合はどうであるのか、協議がととのわぬ

場合はそれで配備する権利に入つて、そこで配備する権利はもろろアメリカは無制限じゃないか、ただし、ここに核その他の問題も入るんじゃないか、そういうふうに考へられるといふ点も御指摘の通りであります。しかしながらその前に共同声明におきまして、安保委員会がどういふやうな協議が行われた、それで協議がととのわなかつたといふこと、これはとどのうかと

のわなかつたといふ実態問題でなくて、そういう法律的な仮定的な問題としてお答えするのでございまして、そういうふうにととのわなかつたという事實は、今度は行政協定に返りまして、配備する権利、アメリカがそれによつてこれを全然無視していいのかといふこと、これはまた非常な問題じゃないかと思ひます。そこでそういうふうにか考へるのが政治的解释であつて、そうでなくて全然度外視して純粋にあればあるんだと考へるのが法律的な解释だ、そういうふうにととのわなかつたといふことはなかなかむづかしい問題じゃないかと思ひます。従いましてそういう安保委員会における経過といふものが、たとい成立しない場合においても、今度は翻つて安保条約の問題になりますときに、双方が相当これは考慮に入れなければならぬ問題じゃないか、そういうふうにか考へます。

○石橋(政)委員 昨年来私が使用の問題についていろいろ質問しておると、石橋は条約上の問題と政治上の問題とを分けて法律だけでやると、あなたの方では政治上の解释もどうのこうのと、今度はこれをからみ合せてくるやうな

ことをおっしゃる。しかも外務省における法律の審人であるあなたまでがそんなことを言い出しておる、それでいいのですか。やはり政治上の問題は切り離していきべきだと言ふから、私は切り離していいのですから、その限りにおいて答えればいいのです。法律論だけで、私の言う意味がなぜ大臣は是認できないのですか。

○藤山國務大臣 統一解釈の通りだと申し上げておるので、是認しておるわけでありませう。

○石橋(政)委員 ということは、結局この行政協定などというものは、共同声明というような形式で変更されないという前言をつくつがえすつもりは全然ないということなんですね。

○藤山國務大臣 統一解釈に述べた通りでございます。

○石橋(政)委員 それで大体法律論として全貌がはつきりしてきたわけなんです。何度もし上げておるうちに、合衆国は陸海空軍を日本の区域及びその付近に配備する権利を持つておる、これはアメリカの権利です。この配備の中には核兵器の装備といったような問題も含まれる、しかもこの配備に何らかの規制を加えようと思えば、それは行政協定による以外はない、これがはつきりした法律上の通前です。ここに特別に政治的な配慮が行われて、安保委員会というものが作られ、総理が言うごとく、あなた方が言うごとく、核兵器の持ち込みという問題を、一歩私が譲つて、この安保委員会が協議されるものとしてつけようです。しかし安保委員会が協議して意見の一致を見て、アメリカの配備の権利というものの制約を加えようということになった

としても、現行行政協定を改訂するところに戻つていかなければ何にもならぬ、これがはつきりした。協議不成立という場合には、これはアメリカの権利に何らの制約を加へることもできないわけだから、依然としてアメリカの権利はそのままになる。従つて法律的には行政協定なり条約の直接の改訂ということ、あるいは新しい協定の締結ということをやらない限り、核兵器持ち込みという問題について、制約を加へることはできない、これが日米間の条約、協定上の権利義務概念だ、こういうことが確認されたわけでありませう。それを日本国民の願望によつてどうにかなるかのごとくおっしゃるが、日本政府のうしろに日本国民があるごとく、アメリカ政府のうしろにもアメリカ国民がある。両国民の願望というものが表現として現れておる。従つてアメリカの国民の願望が日本国民の願望と必ずしも一致するといふ何らの保障もないわけですから、そういうあいまいな言葉でこまかそうとしてもだめだということですが、これも確認された。とにかく非常に重大な問題です。これは少くとも条約、協定上核兵器持ち込みといったような、こういったアメリカが一方的に握つておる権利を制約する何ものもないということ、ここで明らかに安んずるべきは、私はそれをいかに安保委員会が協議するだけで、法律そのものの、アメリカの権利までも制約できるかのごとく誇大に宣伝しておる総理の責任は重大だと思ふ。従つてあなた方に対する質問は本日はこれでやめて、総理の御出席を願つて再度この点について質問することにいたしました。

と思ひます。従つてこの質問の私の権利は留保いたしますから、委員長御承認を願ひたいと思ひます。

○福永委員長 午前中の会議はこの程度といたしまして、午後一時まで休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後二時四分開議

○福永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 まず防衛庁の長官にお伺いをしたいと思いますのは、おおよそ自衛隊を統率していかれる第一の要諦として、少くとも一兵に至るまでに愛情を傾けること、こういうことがおありだと思ひますが、この点はどうでしょうか。

○津島國務大臣 ただいまの御質問、その通りでございます。自衛隊全員に對して人権を尊重して、その訓練等に當つても十分の愛情をもつてやるということは当然だろふと思つております。

○飛鳥田委員 ところが現実にはさにあらずというやうな事態がしばしば生じておるように思ひます。その一つの例として、昭和三十三年十二月十七日、北海道の第九普通科連隊第一重火器中隊で板東茂男という一士が突如午前十時前後に、作業服のまま、作業場から行方不明になりました。この行方不明になりました板東茂男君の問題についての御調査、あるいはその後の措置、こういうものについて遺族は非常な不満を感じております。一つ十分に、どの程度の措置をおとりになりましたか、

お聞かせをいただきたいと思ひます。これは防衛庁の長官でなくてけっこうです。

○津島國務大臣 ただいま御指摘の板東一士のことにつきましては、私も担当の者から報告を受けまして、まことに遺憾な事柄であると思つております。ただいま経過その他の状況についてのお問ひでございますから、これは便宜担当者の方からお答えすることにいたします。

○山本(幸)政府委員 ただいまお尋ねのありました板東一士の行方不明になつた事件でございますが、ただいままでに判明しております状況につきましては以下申し上げたいと存じます。

ただいまお話ございましたように、板東一士は北海道旭川にありまして、その第九普通科連隊の第一重火器中隊の車両班に勤務するところの一等陸士でございます。たまたま昨年十二月十七日に車両整備を隊員六人とともに、隊内において作業中、同僚隊員の確認するところによれば、午前十三時十分ごろから姿が見えなくなつて、その後これを探しましたが、その行方は今日に至りまですでに判明をしておらないという事案なのでございませう。行方がわからなくなりましたから、自後、部隊におきましては、同月二十八日までの間におきまして駐屯地内は申すに及ばず、旭川市の内外をくまなく捜索をいたしましたのでありますが、同日までには発見に至らず、その後全国的に警察関係にもお願いをしまして手配をしたのでございませう。当時の捜索の状況は、同夜は約二千名の隊員諸君が出まして捜索をいたし、自後十八日以降ただいま申しましたように二十八

日に至りまするまで、旭川の市内の外、特に石狩川の周辺地域につきましては相当捜索をした。そのときに石狩川の川つぶちに同一士の名前の入つております手帳がやや破られて落ちておつたのを発見したやうな事柄もございませう。いろいろこの行方不明になりました原因その他につきまして事態を調査してゐるのでございませうが、この行方不明になりました直前の状況は、ただいまお話がありましたように、写真機を買つたやうなこともあり、帰省を申し込んでおつたやうな状況もございまして、自殺あるいは行方不明にならなければならぬといふたやうな理由といふものを発見するのにはまだ苦しいものでありまして、自後今日に至りまするまで発見できないことを大へん遺憾に思つておる次第でございます。

なお家族に對しまする御連絡は、十二月十八日に直ちに電報で連絡をいたし、その後数次にわたりまして連絡をし、二十九日には奥兄の方が旭川に來られまして、いろいろ事情を申し上げたのであります。自後いろいろな捜査の依頼書あるいは喚願書なども出て参りました。それに対しましては連隊長、あるいは第二管区總監、所管の警務隊長からいろいろわれわれの方でとりました措置その他について御説明を申し上げたはずでございます。以上大体さやうな状況になっております。

○飛鳥田委員 今の御説明によりまして、十時半ごろ働いてゐる、その現場からふいといなくなつた、こういうお話を発見した時間は何時ごろですか。

○山本(幸)政府委員 お話のごとく十

時三十分ごろまであったということについては確認をしておる。ちょうどこの日の作業は、車両の点検を前にしまして、車両整備に非常に熱中をして、おったといふことなのでありますが、ただいまお尋ねの、しからばこれが何時ごろになっていないというのを確認をし、またそれ以後捜査を始めたかという時刻は、大体午後九時過ぎないし九時半ごろではないか、こういうことになっております。

○飛鳥田委員 軍隊にはしばしば点呼もあり、本人がいなくなったことを発見する機会はいくさんあるはずだ。た、こう私は思うわけですが。飯を食うときだ。一緒に飯を食うことにはない。また飯を食ったあとの点呼もあるはずだ。作業につく前に点呼をなさるはずだ。仕事が終わって、各自自分の部屋に帰られる場合でも点呼があるはずだ。こうしたところが考えられても数回の機会はあるはずだ。それなのに最後に確認した、それが午前十時半、そうしていなくなったことがはつきりわかったのが午後の九時半あるいは十時ごろ、少くとも十二時間近くも一人の人間がいなくなったということが発見できない、こういうことは私たちとしては想像がつかないわけだ。もしそうだとすれば、その軍隊の士気というものは非常に弛緩しているんじゃないか。命令系統などというものは一体どこにあるのか、私たちは非常に不審に思わざるを得ないわけだ。かくも発見がおくれた理由を一つ御説明いただきたいと思います。もし早く発見すれば、今あなたのお話のように、石狩川河畔においてたき火をし

たとか、飯を食った跡があるとかいうことでありますので、もしそれが事実とするならば、早期発見によつてたちまち本人を発見することができたはずで、また父親のところに隊長からの御報告が来ておりますが、それによりますと、隊を出てから立ち寄ったと思われるうちがあります。こういううちに立ち寄ったらしいのでありますので、早期に発見すれば完全に本人をどうなつたのかはわかりませんが、行方不明でいまだに死んだか生きておるかかわからないので、わかりませんが、完全に本人を救ひ得たのじやなかろうか。ここで早期に発見しなかつたことが、もし板東君が死んでおるとするならば、板東君を死に追いやつた結果になっておる、この私たちは思ふを得ないわけだ。なぜ、かくも規律きびしいはずの自衛隊の中で、十二時間も発見がおくれたのか、その詳細をお知らせいただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 ただいまお尋ねのとく、朝十時半までおつたことを確認し、自後いなくなったことの確認が午後の九時前後であつたという点につきましては、ただいまのお話のごとき、私もこれは隊内の問題として、私どももこれは隊内の問題として、は珍しいケースではないかと思つておるのをごいいます。この間にどうして発見をしなかつたかということをごいいます。一応当時の隊内の作業の進行あるいは隊員の出入りの関係を上げますと、当日は六名の同僚と一緒に車両整備をやつておつたのでござい、点呼は隊内の勤務としましては、日朝点呼と申しまして、朝点呼がございいます。それから夕方、日夕点呼

と申すものが、時間は隊によつていろいろ異なるようであります。点呼がございまして、十時に消灯をする、こういうことでございいます。その間に特別の点呼はない模様でございいます。もう一つ屋の食事の際に発見できなかったかといふことがございしますが、このときは隊員は一斉には食事をせず、かわるがわるに交代で食堂に行つて、夕飯もやはり作業中で、これもその作業場で食事をしておるのであります。九時近くまで作業に従事をして、こういう状況であります。そうして、この修理を指揮しておつたのは、この人が板東一士のいなくなったことについては、当時気づいておりました。板東一士はどうしたかといふことを実は申しておるのをごいいます。ところがそれは警衛勤務に行つたのではない、かといふ隊員の返事ではなかつた、警衛勤務に行つたものではなかつた、かといふ、やや不確実な事柄をみずから信じておるのをごいいます。もとより指揮者として、隊員の掌握を十二分にしなければならぬといふことはもちろんであります。かような部下の掌握では、はなはだ不十分であるのでありまして、この警三曹に対しては戒告の処分が実はなされておるようなわけでありまして、ただいま御指摘のごとき相当の時間にわたりまして、この者のいなくなったことの発見をしなかつたことにつきましては、部隊としましては、やや異例に属することであり、監督者としては、指揮者としては、掌握不十分といふことで処分をしたような、やや珍しいケースであるとわれわれは

考えております。

○飛鳥田委員 珍しいケースといふだけで問題が片づくとは私たちは思へないわけだ。今のお話の中にも、非常に受け取れないものがある。非常にまず第一に、食事のときに一斉に集まつて食事をしなかつた、それはよろしい。従つてその点呼はなかつたといふのもよろしい。だが、しかし六人が一班をなして作業をして、三百人、五百人が一団になつて作業をして、いるのではないわけだ。六人で、すよ、たつた。たつた六人で班を作つて作業をして、いる場合に、そのうちの一人が、二時間なり三時間なり作業に加わつていないとすれば、当然これは問題になるのが当りまえじゃないでしようか。他の残つた五人は、板東はどこに行つたのかと、こういうことを考へるべきであり、板東がいたずらに命令にあらずして作業から離脱して、とすれば、そのことを当然上司である警三曹ですか、警隊長ですかに報告をすべきです。ところがそういう報告が行われた形跡はない。五人は当然板東一士がいなくなったと当りまえのやうに受け取つて作業をして、こんなばかな話が一体どこにあるのか。さらに警隊長が、板東一士は警衛に上番して、いるのじゃないか、こういう不確かな状態で、板東がいなくなったのは気づいておつたけれども、そのままにして、自分の部下が警衛に上番して、いるか、していないかを知らないやうな陸士長といふのが一体あります。大體警衛——昔でいえば歩哨とか何とかといふので、そういうものには自分の部下が、だれとだれがきようは

その番に當つて、いるかといふことをはつきり知つてゐるはずだ。そして割当表ができてゐるはずだ。ところがそういうことも知らないで、自分の部下のうちでだれとだれが警衛に上番してゐるかも知れないなどといふことは、少くとも私は信じられない。そして、知りもしないで、警衛に上番してゐるのじゃないかといふような感で、部下が見えなくなつたのを、はづつておく、こういうことがあり得るはずはありません。処罰をしたから、戒告をしたから、それでよろしいといふのではなしに、そういう事実があり得べからざる事実だと私たちは思ふのです。もしそうだとすれば、ここでもまた板東一士がいなくなったことを知りつても平然と済まされた何かの事実があるのではなかつたか。作業の五人の仲間でも、板東一士がいなくなつて、二時間たつても三時間たつても平気で作業を続けている。上司に報告もしない。また上司であるところの警隊長も、板東がいなくなったことを知りつてもそれを何ら処置しない。こうなつてくると板東一士がいなくなったことを当然と考へるか、あるいは何かそこを隠してゐるものがあるいはないだろうか、こう考へざるを得ないわけだ。これは親の立場になつて考へてみて下さい。そう考へざるを得ないわけです。実にその点が奇怪きわまる、常識の範囲を越えている、こういうものを得ないと思ふのですが、一体その後それは板東一士がその日警衛の番に當つてゐたかいないかをお確めになつてゐますか。

○山本(幸)政府委員 それだけの時間内で確認できなかったといふことにつ

きましては、先ほど申し上げましたように全く異例のケースである、部下の掌握上はなほ不十分であるというこゝとは先ほど申し上げた通りであります。警備に上番したのではないかと、うことを何らの理由もなく信じたいということにつきましては、ただいまのお話のごとくわれわれとしましてはなほ遺憾に思ふわけであります。なお板東一士は警備の勤務では当時ございました。

○飛鳥田委員 ただ遺憾であるという問題だけでこの問題が片づくとは私は思えないわけですね。それではその最後に板東一士を見た人はだれとだれですか。それを一つ教えていただきたいと思ひます。そしてどの場所を確認をしたのですか。

○山本(幸)政府委員 場所は車両庫の換縦手の控室で探検をするために、陸士長の三野というものが、板東一士がストロブ台のまき類の始末をしてすわっておるのを見た。これが当日の九時五十分過ぎであった。それでしばらくそこに板東一士が休憩をしておったということになっております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、先ほど失蹤をしたのは十時三十分ごろだというお話ですが、九時五十分分に確認をした人が最後で、十時三十分分に失蹤したというのはいくつわけでしょう。

○山本(幸)政府委員 当日の九時五十分ごろに指揮者の三野が部品の交渉のために武器庫に行つた。そして十時十分ごろ車両庫に帰つてきまして、自後この三野が、板東一士にS整備に交代させるようにということ、長田士長という士長に指示をしておりまして、その際に板東一士はどうかとい

うことになったわけですが、それがほぼ十時三十分ごろであつたというわけでありまして。

○飛鳥田委員 そうすると十時三十分ごろに板東一士がいなくてということを確認した、こういうふうな受け取れるわけですね。

○山本(幸)政府委員 確實にその人を、板東一士を確認したのは九時五十分ごろであつた。しかし今度は逆にいなくなつたといふことがわかつたところであつた、こう考えます。

○飛鳥田委員 それからどういふ経路を通過して最終的に確認されたか、もう少し詳しく伺いたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 ただいまのお話は、最後にいなくなつたといふことは、いつ正確にわかり、それから捜索に移つたかといふその点だと思いますが、これは作業を九時三十分終りまして、中隊に帰つておるわけでありまして、そういったしまして中隊に帰つて、あとで板東一士が警備勤務に行つたものと思つておつたわけでありまして、それから、そのときに板東一士が帰つていないといふことがわかつて大騒ぎとなつた。こういうふうになっております。

○飛鳥田委員 そこまでわかりました。それでさつき九時五十分ごろ板東一士を確認した、こういうことを三野さんという方がおっしゃつておる。三野さんとはそのときに板東一士だけを見たわけではないと思ひますが、そのときに板東と一緒にいた人、それはだれとだれであるかを確認なさつておりますか。

○山本(幸)政府委員 作業の当日の区署を見ますと、三野士長、脇士長、清水一士、白川士長、川村士長、石川一士、それだけでありまして。

○飛鳥田委員 それはだれとだれでしよう。

○山本(幸)政府委員 作業の当日の区署を見ますと、三野士長、脇士長、清水一士、白川士長、川村士長、石川一士、それだけでありまして。

○飛鳥田委員 それは一緒に仕事をしておつた人じゃないですか。ところが三野さんは、たしか父親のところへ隊から送つてきて下つた三野さんの供述書によりますと、〇九五〇頃休憩を命ぜられ、大隊車両庫の換縦手控室に暖みを探る為に行つたところ、

板東一士はストロブ台のマキ類の始末をして、車両庫の横に座つていたのを見ました。それからしばらく休憩しているうちに、車両庫が手に写真を持つていましたので、何の写真ですかと尋ねたところ、大隊車両無事故表彰記念写真だといわれました。こういうふうにして述べているのですが、その車両庫と云ふのが今お話になりました方ですか。

○山本(幸)政府委員 この点につきましては、正確に車両庫部といふのはだれであるか、ちよつと私どものところにはたゞいまのところではわかつておりませんが、おそくたゞいま申し上げましたこの六人の者とは別の者ではないかと思ひます。

○飛鳥田委員 およそ人が失蹤をした場合に、最後にその人に会つた人、最後にその人を確認した人といふのは、かなりその後の捜査の手がかりになるものです。そしてそこらいろいろの

問題が出てくるわけですね。ところがその人をも確認せずにほつておくといふのは、一体どういふわけなんですか。

○山本(幸)政府委員 ただいま私どもの手元にありますのは、速報のことであつたので、三野陸士長の、たゞいまお読み上げになりました、その口述書と申しますか、供述書と申しますか、おそろく當時としましては、そこには供述書といふようなものという形ではないかと思ひますけれども、おそろくそのときに一緒に作業した者、あるいは居合せた者につきましては、詳細に当時聞いたものであらうと私は考へております。

○飛鳥田委員 ところが現実には、部隊の方でもそのことについてのお調べをしておられないようですね。一体今回の失蹤事件について、隊がやられた、あるいは警務隊と連絡をとつて警務隊がやられた捜査といふものは、隊外の捜査ばかりやつていらつしやる。もう離隊をしてしまつた、こういう前提に立つて、隊外の捜査ばかりやつておる。少しも隊内の捜査といふものをやつていないのじゃないか。隊内の捜査といふものはまことにさうさうなものである、こういう印象を、家族の者も、家族から事情を聞きましてわかれも、持たざるを得ないわけですね。一体隊内についてはどういふような捜査方法をとられたか、最後に確認した人、最後に面会した者も調べていない。その人の名前さえわかつていないといふような事情で、一体どなたの捜査をやつておられるのか、一つそれを伺つていただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 もとより捜査をやります場合に、ただいまお話のごとく、行方不明者が最後に会つた者、あるいは最後に見た者、その場に居合せた者、それらにつきましては、事ここまゝ當時の事情を聞くといふことは、これは定石であり、捜査の常識であると思ひます。従ひましてただいま申し上げましたように、三野陸士長の供述書はございましてけれども、その他の者につきましてもおそろく聞いたものであらう。ただ遺憾ながら、ただいま私どもの手元までにはさういふものは参つておらない。なおこの点につきましては、詳細に調査をしてみたいと思ひます。

○飛鳥田委員 それではさういふものを全部もう一度お調べをいただいて、その部分についてもう一度お答えをいたしたいと思ひます。

そこで、少し話は横道にそれますが、さつき冒頭に御報告がありましたときに、十二月十八日に実家に報告をした、さういふふうにおつしやつておる。そしてその後数回報告をした結果、二十九日には実家が旭川にやつてきた、さう言われておるわけですね。

〔委員長退席、保科委員長代理着席〕

十七日に行方不明になつて、二十九日に実家が旭川へやつてくる。十一日もかかつておるわけですね。自分の子供あるいは弟が行方不明になつて、十一日も便々待つておるはずはない。家族に聞いてみますと、行方不明になつたといふ電報をもらつたから、すぐ折り返し旭川へ行きたい、さういふ返電があつた。さらに折り返して聞いて

みますと、来る必要はない、もう少し待て、こういうような返電があった。そのために行きたくても行けず、じんぜん日を送ったと言っているのです。が、一体父親の来兄が、子供の行方不明、弟の行方不明を心配して飛んで来ようとするものを、押える必要がどこにあるのですか。どうも先ほどの隊内のやり方、こういうものを見ますと、ふに落ちないものがある。かてて加えて、父親や兄などがやって来ようとすると、これを押えようとする。何がふに落ちないものがある。何かそこに隠されたものがあるのではないかと、いたずらなる想像をめぐらさざるを得ないわけですが、一体父親や兄がやって来るのを、来るに及ばぬといつて断わる理由がありますか。ありまして一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 先ほどお話がございましたように、これは非常にレア・ケースである。従って行方不明にならなければならぬ理由というものが、隊としてさる首肯しがたいものがある。これは捜索すれば発見ができるのではないかとこの観測を相当強く持つて、できるだけ早く発見して、無事のこのを父親に知らせたいという気持ちが當時として非常に強かった。隊の幹部はさよう申しておるのであります。従ってせっかくおいで下さつても、そういうことであるからという気が、見えたけれどもすでに生存で発見されたというのでは、という気が強く働いたのではないかと。従ってお見え下さらなくても、こちらで捜索しておりま

と、私は推測します。結果的に見れば、それが今日に至るまで発見ができておらぬわけでごさいますから、やはりいいことではなかったということと言えらるかと思ひます。

○飛鳥田委員 何かすぐ発見できるような具体的な根拠があつて、そういう態度をとられたのなら、私たちは今の御説明でうなずけます。しかし十月三十日にいなくなつた。それがわかつてから徹夜で捜査をしていはずです。ところが何ら得るものもなかつた。しかも相当積つていゝ雪の中に、薄っぺらな作業衣一枚で出て行つたといふのは——出て行つたかどうかわからないのですが、隊内で殺されたのかかわらないが、かりに出て行つたといふと、凍死死んであつたといふのは歴然であります。そういう場合に、一晩じゅう捜査してみても、なおかつ何らの発見もできないのに、それでさうすぐ発見できるようなそれら頼みを、そんな説明をなすつたつて、少くとも常識人はうなずくことができないと思ひます。もつと何人もがうなずくような説明ができないでしようか。それとも、ここの隊員全体が少し狂つてしまつていゝとも言うのなら別です。一つもう一度御説明をお願いします。

○山本(幸)政府委員 今申し上げましたように、要するに非常に珍らしいケースであつて、行方不明にならなければならぬ理由の発見に幹部も、あるいは同僚も苦しんだといううなケースでありますだけに、これは非常な不幸なケースになるのではないかと、こう考へたから、そういうことをしたのであらう。だから私がただいま申しまし

たように、結果的に、いまだに発見されていゝないという非常に遺憾な事態から申せば、これはまずかつた、こういうことが言えると思ひます。こういう意味でただいま申し上げたわけであり

○飛鳥田委員 そういふ珍らしいケースだとか、あるいは行方不明になる原因がわからなかつたといふ、そういうことでは、私は十分な説明にならないと思ひます。むしろ家族に心配をかけたくな

う行方不明になつた場合、最初一べんだけ、行方不明になつたといふ電報だけが隊負担で、あとの一切の往復、こういうものは電報料を取る規定になつておりますか。

○山本(幸)政府委員 その間の事情につきましては、遺憾ながらまだ詳細を入手いたしておりません。調査いたしたいと思ひます。

○飛鳥田委員 情報を聴取していらつしやなくても、現に取られた人が僕らに言うんですから、これ以上間違いないと思ひます。もしそういう事実になつておりましたら、どうなさるか。一体規定としてどういふ規定になつておるかといふことを伺いたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 そういう場合は私に得ると思ひます。

○飛鳥田委員 払い得るというのは、隊の方で費用を負担して、さうして父親たちにその情報を知らしてよろしい、こういうことだと思ひますが、今回の場合は、心配してやつてきた父親や兄に対して、いきなり、来て下さ

○阿部委員 関連してちよつとお聞きしたいのですが、自衛隊の方でこういう事実のあつたことの報告を受けになつたのは、何月何日のごさいますか。

○山本(幸)政府委員 この事件の直後にはおそろく陸幕の方には報告があつたといふことでは、正確に書面でもって報告が陸幕の方にありましたのは一月三十日であります。

○阿部委員 ただいまあなたが御答弁なさつた中に、こういう事件を捜査するに當つては本人を最後に見た者について捜査をするのが常道である、かようにおっしゃいましたが、これは私ももちろんその通りだと思ひます。ところが御報告を受けておられるその内容は、その捜査ができていない報告であります。今御答弁になつたのはその通り。すなわち三野士長という人が本人を最後に見たのが九時五十分。その席上には三野と本人とそのほかの者が何人かおつたといふこともわかつております。しかしそれが何者であるかはわかりません。従つてまたその場におつて本人を最後に見た者についての調査はできていない、そういう報告を受けておられます。そういう報告を受けられた上司の方としましては、捜査が常道を踏んで行われていないといふことを知つたわけですね。その際、直ちに御指示をなさいましたかどうか、その点伺ひたい。

○山本(幸)政府委員 先ほど私が申しましたごとく、陸幕に対しては報告には、三野士長の口述といたつたものがついておりますが、その他の同僚につきましては、事情は聞いたであらうけれ

ども、その供述書、口述書といったような、最後に記名をするようなものにはなっていないか。もし聞いたら間違い、かように思うし、またさうなふうに先ほどお答えをいたしたようなわけでありませう。

○阿部委員 それはさつきすでに聞きました。あなたはその通りおっしゃったのであります。しかしながら肝心の捜査の常道を踏んだものが行われていないという報告を受けておるとしたならば、そういう報告を受けたとき、直ちにこれは常道を踏んでいないから、常道を踏んだ捜査をしてその報告をなすべしと指示をするのが、上司の責任ではないでしょうか。その責任はどう果されておるのであるか、それをお聞きしておるのです。

○山本(幸)政府委員 これは、私が先ほど申し上げたように、捜査といふことは、当時その辺におつた者あるいは関係者から事情を聞くといふことは常道であつた、かように考えるのであります。この報告書が参りました、これは陸幕の中で一応処理をされた、われわれのところでは最近になりましてこれを知つたといふことなっております、もちろんただいまのお話のごとき、捜査として不十分な点があれば指示をするのが当然であつたかと考えます。

〔保科委員長代理退席、委員長着席〕
○阿部委員 当然であつたとしたならば、その当然の職務を果すべき上司は一体何ものでありますか。またその責任は一体どういふふうにそれを果しておるのでありますか。

○山本(幸)政府委員 その報告は捜査の系統でありますので、警務隊というものがございまして、この報告は第二管区の警務隊長から中央の警務隊の隊長に報告をしておるのであります、警務隊長がその第一次の責任者になるわけでございます。

○阿部委員 まことにどうも奇怪なお話を承ります。なるほどそれは捜査を形式的にいへばそうなるかもしれませんが、捜査する責任といひましたら警務隊がもしもせんけれども、とにかく行方は不明になつたが、一体それが犯罪であるか、あるいはそれではないか、何もわからないのでありますから、とにかく本人を捜す、見つければ、それが前提であります。それは当然その隊自身の責任であり、さらにその隊を指揮する上部部隊といひますか、その指揮者の責任でなければならぬと思ひます。そして最後には防衛庁自身に報告が来しましたら、防衛庁もそういう指図は——すなわち捜査の常道を踏んでおらない報告が来たならば、それを踏まざるやうな処置はしなければならぬと思ひますが、いかがなものでございませう。あなたのお答えが不満であります。私はこれを大臣から伺いたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 この事件につきましては、その後も引き続き全国の警察にも手配をいたしまして捜索しておるわけでありませう、今後におきましてまたいまだお話のような線に沿つて、一そうの捜査をいたさなければならぬと思ひます。どうもお答えは私の問いに対して沿つておりませう。この点大

臣はいかがにお考えになりますか。
○津島國務大臣 お答えいたします。本件についてははなはだふびんのこととございまして、きわめて最近に私のところに報告があつたのであります。まことにその点についても遺憾でございます。いろいろ御質問もございまして、まだ十分お答えができません。た点もあるかと思ひます。私としては自衛隊の規律並びにあらゆる部面において万全を期するように、従来とも非常に熱意を持って参つてきたわけでございます。本件については、今申し上げましたように、十分詳細な事実を私は自分自身で調査し、またその報告を受けることにまだ至っていないのがありのまゝのこととございませう。しかしながら今までの経過から見まして遺憾な点があるように考えます。つきましては、私としましては、この問題については十分徹底的に調査いたしましてその全貌を明らかにし、またその責任のあるところにはそれ相應の責任をたしたい、こう存する次第であります。

○阿部委員 私のお尋ねしておるのは、そういうことではないのであります。しかし事情を十分御承知にならない大臣に、こまかいことを申し上げるのもまことに差し控えるべきと思ひます。一点だけ申し上げますが、私が知りたいたのは、こういう事件が起つて捜査をしなければならぬ責任が自衛隊にあることは明らかであります。そうしてその捜査をした方法たるや、捜査の常道に反する、常道を逸脱した方法しかとられておらないという報告を受け、これまでは事実であります。御答弁によつてはつきりしております。そ

ういふ報告を受けた場合に、その報告を受けた者は当然上司でありますから、その上司たる者は、それに対して常道を踏んだ捜査をなすべしという指導命令をしなければならぬ、指図をしなければならぬと思ひますが、どうもそれが行われておらないらしいのであります。それでどういふ責任は一体だれにあるのか、こういうことをお尋ねしたいのであります。しかし私は本日たゞいまここでその答弁をしるのと追々なるではありません。これからお調べにいたしたいと思います。

ただ一つここではつきりしておきたいのは、今までの御答弁を通じて考えますと、この事件の捜査に當りまして、最初から先見を持って、板東茂男なり、こゝろという前提をもつて捜査をなさつておるのうに見受けられます。そのためには千人も動員されたといふこととあります。ところが先ほど御答弁の一部にもありましたように、本人は逃走すべき何らの理由を持っておりません。貯金を五万円余りも持つており、逃走したといわれる十七日の二日前、十五日には賞与金一万余りをもつて、その賞与金と貯金の一部を引き出して、一万二千元という金を持って写真機を買つておられます。そして本人の親にあてた手紙などを見ますと、写真機を買いたいといふのは、本人長間の渴望であつた。その渴望を二日前に満たしておるのであります。そして行方不明になつたときには、肝心の長い間渴望しておつた写真機も衣服も貯金通帳もすべて残したまま作業衣のまま、こつ然として消えうせておるの

であります。こういう事態を直ちに隊外へ逃走したるものなりとして、隊外ばかり捜査しておつて、隊内については何らの疑いを持っていないか、この感じがするのであります。すなわち私が見た人間が三野というのと、ほかに何かあるのではありません。現にあるにもかかわらず、それらの人々について十分な調査どころか、調査の片鱗も現われていない。すなわち隊内にはおられないのだ、逃げたのだ、こゝろ最初からきめておつたおつたのがはなはだ不可解なものであります。一体どういふわけであらう御判断をなさつたのであるか。この点どうしても氷解しなければならぬ問題であると思ひます。これに對してもしお答えができれば、この際はつきりとおっしゃつていただきたいと思います。できれば、あえてきよりの答弁は求めませんけれども、十分お調べになつた上で事態を明らかにしていただくことを要求いたします。

○津島國務大臣 ただいま申し上げましたように、この事実並びにその後の措置等については、十分調査いたしまして、御報告するといふことにいたしたいと思ひます。
○阿部委員 それでもう一点これに関連した問題があるのであります。——ちよつとこの問題は飛鳥田君に譲ります。
○飛鳥田委員 阿部君の発言を取り消しまして、飛鳥田一雄君に発言を許します。
○飛鳥田委員 それでは今までのところは一応別として、その後徳島新聞の三十三年三月七日の朝、すなわち朝刊に

が、自衛隊の幹部ことに内局におられる方や長官はぜひ一読なさって、率直に赤根々に言かれた陸上自衛隊の生活記録の中から、大きな教訓を拾い上げていっていただきたい。

二、三の例を御参考に申し上げますと、下士官、昔で言う内務班長の指導力の欠除というものが私はこの事件の最大の原因じゃなからうかと思う。こういうことがある。いわゆる新兵は前期におきまして集団訓練を受けて後期に各部隊に配属になる。その後期の教育の中で、「隊員として一人前に成る以前の、こうした保護期でこそ、人間的に荒削り状態だった前期基本訓練に引続いて、隊員素養指導が強く打ち出されねばならない筈なのに、班長達は、ややもすれば自分の任務多忙や無気力なために、優秀隊員を養成するという光荣ある班長に指名されても、有名無実化する恐れが多分に窺われた。甚だしい班長ともなれば己れの好色に浮身をやつし、われわれの個人指導は、朝晩の清掃状況位に思っているような印象さえ受けた。親元を離れて目浅い多くの新兵を放任状態に晒すような、あまり感心もできない迷指導を行っているようでは、何のための班長なのかも解らなくなってしまう。兵営生活にすっかり馴れ切ってしまった頃に起り勝ちな、多種多様な事故も、その時々、の圧力や反省では到底消し得ない根強いものとなってしまうであろう、この肝腎な時期に、そして間もなく旧隊員の仲間入りを認められるであろう、この後期仕上げ教育中に、強力な成長指導の必要性を思わずにはいられなかった。」ここに下士官としての隊員の家庭にまで立ち入ったあたたかい

指導が欠けておるのが根本であると思ふ。

もう一つ内務関係で、あなたの方ではときどき内務の点検指導をなさるのですが、その問答が出ております。問答は、防衛意識の高揚とは何か、その次は、貴重品の保管はよいか、ロッカーの錠はかけてあるか、その次は、連隊長の統率方針を言ってみよ、暗唱しろ、防衛長官の名前はどうか、これを聞く。次には貴重品袋は持っているか、貯金通帳はあるか、これを聞いておる。その次は、貯金は幾らくらいしたか、中隊内のことで何か不満はないか、こういう問答。これでは一つも身の入った指導ができておりません。お前のうちはどうか、おかあさんは大丈夫か、こう聞くのがほんとうの愛情のある指導なんです。上官の名前とか統率方針とか、かきまわっておるのかとか、こういう問答しかやっておらない。歩哨に立っておるとき——一番大事な弾薬庫の歩哨ですよ、「弾薬庫立哨中大胆にも山と積まれた弾薬箱の蔭で蕨を被って眠ってしまったことがある。交代時間が来て、交代係や、上番者が、彼を探し出すまでに一苦勞したということであるが、幸い中隊だけの秘密として処理されたので、処罰も食わなかったが、運悪く巡警幹部にでも、見舞われたらしたら、部隊の心臓部たる弾薬庫歩哨であるから、免職さえ考えられる大変な居眠り事件であつた。」しかもその半面において家庭にまで立ち入ったあたりの指導、相談相手というあたりの面がなくなつてしまつた。訓練においては徹底的に命令服従の関係を確立するきびしさを持つ反面において戦友愛、内務の指導における

あたったかい友情を欠いておることが今日この問題を起した根本じゃないか。長いことは申しませんが、答弁は求めませんが、これは決してむだな本じやありません。一つこれをお話になつて愛情に徹する御指導をやつていただかなければならぬ。根本の欠陥は下士官クラスの無能、無能力、またほんとうに訓練されておらないところにあると思います。その点を御参考までに申し上げたい。

○飛鳥田委員 話を前に戻しまして、本人が行方不明になり、その後今阿部さんが述べられましたように、隊内には目を放たずに外にばかり捜査を掛けつていった。その結果得るところの二、三のものがあつた。すなわちそれは板東君の持つておつたおぼろしき手帳の端切れ、それが雪中から発見できた、こういうこととありますが、それでは板東君の持つておつた手帳の端切れを発見した隊員は何という人でしょう。か。そしてそれはいつごろなんですか。同時にその手帳の端切れの存在した場所と、発見いたしましたたき火の場所とはどういう関係に立っておるのか、この点も一つ伺つておきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 先ほどのお話で、ちよつと申し上げておきますが、隊内は捜索をしなかつたというお話が出ましたが、これはもちろん最初に隊内につきましては、隊舎、倉庫、車輛庫、外柵まで捜索はいたしまして、それからさらに外部に及んだ、こういうことでございます。

それからたまたまお尋ねの手帳は、十二月十八日の十時三十分ごろ、石狩川の河畔の納骨堂のあります東側の川原で火をたいた形跡があり、その近くでこの手帳の一端を発見した、こういうわけでありまして。

○飛鳥田委員 何という人が発見したのですか。

○山本(幸)政府委員 堀村という三尉の捜索隊が発見したのであります。

○飛鳥田委員 堀村三尉の捜索隊のたれですか。

○山本(幸)政府委員 堀村三尉の指揮する捜索隊が発見したということで、その発見をした現実の隊員の名前は現在ちよつとわかつておりません。

○飛鳥田委員 なぜこんなに私がしつこくそのことを伺うのかと申しますと、隊から父親のところに手帳の紙片をまるめて突っ込んであつた場所、こういうことで写真を送つて下さつたわけですか。これは隊でとつて送つてくれた写真だろと思ひます。ところがその写真を見ますと、なるほど今川原とおっしゃつたが、見渡す限りの雪野原であります。その雪野原の中に、手帳をまるめますと、こんなに小さくなつてしまふ。ほんとうにたばこ一本よりも短かい小さなものがまるめて突っ込んであつた。手帳は白です。一体発見できるのだらうか、それは偶然というところとありますからできないとは言ひません。しかし少くとも常識をもつてはうなづくことのできない場所です。写真はあるあなたの方にもおありでしょうから、一つ参照してみたいだいたし、一つ参照してみたいだいたし、写真を見ますと、同時にその発見をいたしました手帳の切れ端、その切れ端の写真を送つて下さいました。この写真を見ますと、まるめて突っ込んであつたと思われような紙片ではありませぬ。もうほんとうにばらばらでまるめ

ることのできないものです。筒のように丸めることのできないもので、かりに紙玉のようにくるくるにして捨ててあつたのなら当然雪によつてなるほど北海道の雪はこれらの雪とは違ひますが、しかしぬれておらなければなりません。ところがどう詳細にこの写真を見てみましても、この写真は比較的よくできておりますが、ぬれた形跡はありません。こうなつて参りますと、これはにせの証拠を作られたのではないだろうか、こう疑わざるを得ないわけですか。父親も非常に心配したそうでありまして、近所の某警察官を退職なさつた方にこれを見せて鑑定の依頼をなすつたそうです。ところがその元警察官も、とうていこれはわれわれの何十年間の経験からしてもあり得べからざることだと思ひえない、何か隠されておる、この点をよく調べてもらいなさいということをお願いしたのであります。これは別にその言葉に私たちはこだわらなければあります。何かこの証拠は作られたものという印象が非常に強いのです。捨てられておつた手帳というのを一つ見ていただきたいと思います。あなたのことろにも写真があるはずで、ここには氏名というところと板東茂男、認識番号表というところと三二〇六五、こういうふうな自筆でもって書き入れてあります。もし雪の中に捨てたものならば、この写真からはわかりませんが、少くとも万年筆でインクで書かれたものと思われまふから、当然この字はにじんでいなければならぬ。ところが何ら水分に当つた形跡がないのであります。もしそうだとすれば、この証拠は隊内に板東君の一切のものが置

いてありますから、その隊内に置いてあつた板東君の手帳の中から一、二片を破り取つて持つて行つて、故意にその川原で発見したかのごとくおつて、そして同人が隊内を離脱して行つたという裏づけにしたのではないかとしか私には思ひません。あなたはその捜査の方面には御経験があり、エキスパートだと思ひますので、僕の申し上げたことにそう異論はなからうと思ひます。そういう意味で私はこの紙片を発見した人がだれかということを知りたいのです。

さらについでに申しませんが、たき火の写真も父親のところに送つて下さいました。非常に御親切です。これはまだ写真代を払つたかどうかは知りませんが、多分そのうちに取られるのだらうと思ひます。しかしともかく御親切に送つて下さいました。ところがこの写真から見ても、このたき火の形跡は非常に怪しい、こゝろ言わざるを得ないのです。どうぞその方面のエキスパートにこのたき火の写真を送らせていただきたいと思います。至急だれが発見したものなのか、こういうことを一つお知らせをいただきたいのと同時に、この手帳の他の部分であるものが一体どこに残されておるか、こういうことも一つ教えていただきたいと思います。

○山本(幸)政府委員 この手帳の破られた紙片につきまして、非常に鑑識的なお話がございましたが、北海道の積雪からしてこれが翌朝の十時三十分には発見されているわけですが、果してぬれるものであるか、ぬれないものであるか、あるいはぬれて字がにじむものであるかどうかは、よほど鑑識的な観

察をしてみなければ、わからない問題ではないかと思ひます。お尋ねの、捜査隊員のうちのだれが発見したかにつきましては、よく調査した上で申し上げたいと思ひます。

○飛鳥田委員 今も、その写真を、うしろにすわつておられる自民党の議員諸君にもお見せしたのですが、みな、おかしいなと、異口同音に言われるわけですね。確かに常識をもってすればおかしいわけですね。どうもこの事件は、初めからおしまいで、あなた方は稀有事件だと言ふ、めずらしい事件だと言ふ。われわれに言わせれば、初めからおしまいでなぞに包まれて、理解したいことが満載せられた事件だといわなければならぬ。そういう点でもっと正確な御報告をいただきたい、こう思ふわけですね。そこで、そういう御報告を委員会にいつまでにいただけるものか、これを一つ伺いたいと思ひます。

○山本幸三政府委員 なお足りないところにつきましては、早急に電話その他の方法で照会いたしまして、一応その判明したところで、さらに明日申し上げたいと思ひます。

○飛鳥田委員 明日その話を伺つて、さらに私の質問を続けたいと思ひます。

そこで、今長官もお認めになつて、どうもこの隊の規律は乱れておる、こういうことを言つておられる。ところが、その乱れている隊が、訓練だけはいかげんにしておいて、辻さんの言われる愛情という点はほつぱらかにしておいて、まるで死の行軍以上のことを平然としてやつてゐるという事実

があるわけですね。こういうことは一体どういうことなのか。まず、本人の父親のところによこしました手紙を、二、三読み上げてみますから、一つよく聞いてみていただきたいと思ひます。「ベラ、カヤ、石、星の二時三時に石の上のねて顔を石の上につけてはあつちこつちころび、又前に歩み顔を石に付けて居る時に動くと大きな竹等でビシビシ！ 想像も付きません。走つてはころびころびこれまで激しい訓練とは十人が十人皆言つて居ります。前日も訓練がたえられなく三人帰りましたよ、こう書いてあります。さらに連う手紙によりまして、「中隊のお知らせも今も一月十二日と続いて、次から次から退職して帰る一〇〇人以上いたのが今は三〇人程しかないです。」「入隊人員も多いが退職人員も多いです。」こう言つておられます。さらに別の手紙によりまして、「自衛隊は何時も締め付けられ自由には成りません、先日新聞ラジオでも聞いたと思ふが広島島の「死の行軍」事件で世の人達は十分驚いて居ることでしょう、ニュース本にまで自衛隊の記事を見ます、自分達も死とは行かないがこれ以上と言ふ所までは毎日の日課です、今は年次監査で三日間は夜眠る事も出来ないです。」こういうことを再々手紙のたんに送つてきてゐる。こういう点を見ますと、この隊のやり方というものがわかつてくるわけですね。失踪した隊員については、もう剣もほろるな態度をとり、あげくの果ては電報料をよこせなどといつておいて、そうして片一方の訓練の方だけは、死の行軍以上だ、この本人が言うようなことまでやつてゐる。百人入隊したものが

三十人になつちやつた、こう言つておるのであります。まさかそれは書いておられますまい。片一方でたためなことをやり、片一方でこのようなことをやつて隊員を締めつけてゐる。これが一体、先ほど長官の言われた、愛情のある自衛隊統率であるのか、私はそれをちよつと伺いたいと思ひます。議会で、事案がなるときには答弁なさつておいて、違ふことばかしやつてゐる。こういうことでは何にもならないわけですね。一体議会の答弁と現実に行動とが一致してゐなければ、私たちが何をたぐさん述べようと、そんなものはから回りするだけだ。私たちは単なるビエロにしかすぎません。単にお言葉だけでなしに、一体こういうものについてどうお考えになるか、はつきりお答えをいただきたいと思ひます。

○津島國務大臣 訓練の程度、これは十分適正であり、かつて起つたような事件のないことを、私は常に注意しておるわけでございます。今御指摘のような事実がどういふような程度であつたか、こういふことについて十分調査いたしたいと思つておられます。今日までの訓練の過程においては、ある面からは非常にまなぬるいといふような御批判も出ておるやうに承つております。また、ある部隊においてははつとひどいものになつておるといふ事実も、あるかも知れません。これらについては、各部隊について、十分実情を調査いたしました、すべて隊員が気持よく、心から訓練なり教科を受けていくといふことになければならぬといふことを、私は常に感じておる次第でございます。今の点について、どういった程度のもので

あるかを十分調査いたします。

○飛鳥田委員 今の、手紙を読みましたのでもおわかりをいただけました。うに、これはちよつとこの国会で、私たちが死の行進などといふことで騒いでいる最中の手紙であります。死の行進などといふ、その問題について、自衛隊の方々がみんな遺憾の意を表されて、今後はこういうことのないやうに、こういうことをみな言われたわけですね。そういうことをおっしゃりながら、実はもう他の一部、北海道ではそういうことが平然と行われてゐる。これじゃ何もならないでしよう。そういう時期と幾らか時期が前後してゐるとでもいふならば、まだ私たちは話がわかりません。ところが、死の行進で国会が大騒ぎをしてゐる最中に、死の行進以上です、と兵隊に手紙を書かせるような訓練が、平然と行われてゐる。これじゃ何もならぬでしよう。また、あなた、今、そうおっしゃつた。おっしゃつたけれども、日本の至るところの部分で、あなたのお言葉に反する事実がどしどし出てゐる。もしそうだとすれば、それはどうなるのでしよう。

○津島國務大臣 今のような過激な訓練といふような事実があるかどうか、これは各部隊の実情といふことに関連する問題であります。これは十分調査いたしたいと思ひます。

○飛鳥田委員 それでは旭川の問題は皆さん方の御返答を伺つてまた質問を続けさせていたたくとしたしまして、旭川の問題から離れて二、三の問題を伺つてみたいと思ひます。

まず第一に、日本の周辺におけるGMの基地あるいは航空機などの配備の状況について御説明をいただきたいと思ひます。

思ひます。

○加藤陽政府委員 日本の周辺におけるGM並びに航空機の基地についてのお尋ねでございますが、御承知のごとくいろいろな種類の事柄につきまして各国とも非常に秘密にしておりますので、私もいたしましてはその調査には苦慮いたしておるわけでございます。GMの基地につきましても、極東方面にもあるやの情報もございまして、私も、私どもの調査の段階におきましては、いまだこれを確認する段階までは参つておりません。飛行機の基地につきましては、日本国内の事情は大体御承知であらうと思ひますが、朝鮮から大陸にかけて、私どもの判断ではジェット機の飛べる基地が約三百くらいあるといふやうに考えております。

○飛鳥田委員 およそ戦うには敵を知りおのれを知るといふことが重要だと思ひます。ところがそれにもかかわらずGMの基地について何ら具体的な情報を持つておられないといふことで、一体それではそれに対応する日本の軍備をどうするかなどといふことはどういふ話り得ないのではなからうか。もしそういうものを全然相手にしない、自分たちだけどんとやつていくのだといふことでありますならば、これは非常に誤謬な考え方であらう、これは私と思ひます。GMの基地があるかないか、そういうことの調査をすることについてどういふやうに努力をなすつていらつしやるか、その努力の模様を具体的に一つお聞かせをいただきたいと思ひます。

○加藤陽政府委員 私どもが日本の防衛を考えます際におきまして、今お

月どころか少くとも相当おくれるの
じやなからうか、こう思われるので
がどうでしょう。

○小山(雄)政府委員 エリコンの方は
初めの予定納期に比べて相当おく
れました。これはエリコンがこれを作
りますについて、部品その他をほかの
国あたりに発注しておいた。それがス
エズ問題その他で、その部品が円滑に
入手できなかったという関係、
それと、アジアカゼといわれて
おりますが、これで技術者が休んだと
いうことを言っております。スタッ
キニーの方は、当初の予定よりも少し
おくれるわけですが、この方は
大体確実に来ると思っております。

○飛鳥田委員 少しという言葉はどの
くらいですか。一週間か十日くらいで
すか。

○小山(雄)政府委員 先ほど申しまし
たように、契約上は三月十五日になっ
ておりましたが、今月一ぱいには大
体積み込める、そういう意味のこと
でございます。

○飛鳥田委員 ある出版物によりま
すと、こう書いてある。「イタリヤの
スタッキーニ社から六日、防衛庁につ
いた書かんによると同社が防衛庁より
昨年受注した空対空ロケット弾のナボ
リ港船づみは年初予定された三月十六
日より再び遅延、二カ月の遅れをみせ
ることとなったものである。このた
め、三月末には領収出来ることとなっ
ていたアイローネは二度の遅延で七月
中旬と約四カ月の遅れをみせることと
なったわけであるが、同社はこの理由
をストライキによるものとしている。」
こういうことを書いておりますが、一
体こういう注文したものの入手がおく

れる、四カ月も六カ月もあるいはひど
いものになると一年近くおくられてい
くとすれば、研究はもともととおくら
ていくのじゃないでしょうか。そうし
てこれを受け取ったところには、もうそ
ういものが一番古いものになってい
く、こういう可能性もあるのではな
からうかと私は思うのであります。一
体こういうことについて、防衛庁は注
文のしっぱなし、びしびし督促して
予定通り納入してもらい、それによる
研究を進めるといふ情熱を持っている
のですか、いないのですか。

○小山(雄)政府委員 もちろんこれを
調達いたします調達実施本部は、契約
の条項に基いて納入を確実にやってく
れというのをしよちゅう催促いた
しております。それから調達を要求す
る方の技術研究所も一日千秋の思いで
待っております。ただいま
お読みになりましたアイローネの場合
は、私の聞いておる話では三月末まで
にはナボリを積み出されるということ
は確実でございます。

○飛鳥田委員 そういうルーズな態度
がいろいろなところに派生していくの
ではなからうか。たとえばあなた方は
GM研究計画というものを保持してい
らっしゃるそうです。この際、そのGM
研究計画というものもお示し願いた
いと思ひますが、しかしこのGM研究計
画も、今のよう注文品の非常なる遅延
によつて一年も二年もズレていくの
ではなからうか、こういうふうには
思ふわけですね。少くとも国民の税金
を相当高価に使い果していくものであ
りますので、こういうようなルーズな
やり方が許されるかどうか、私たちは
はなはだ疑問に思つております。

ついでのことについておきますが、
サイドワインダーの購入についてもそ
ういふルーズさがあるのではなからう
か。と申しますのは、サイドワイン
ダーは一発四千ドルくらいする、こ
う予算の関係から見ますと思われるわ
けです。ところが同種類のイギリスの
ファイア・ストリークを見ますと、一
千ドルくらいに私たちに思は
るわけですね。サイドワインダーとフ
ア・ストリークの間に性能の差がそ
うあるとは思へない。むしろあるとす
れば、ファイア・ストリークの方がすぐ
れているのじゃないかとさえ思はれる
のであります。現にF104にはサイドワ
インダーがついておるし、F100にはフ
ア・ストリークがついておる、こうい
う関係でありまして、その間に上下の
差があるはずがないと私は思ふので
す。ところが千ドルのものを買わな
いで、わざわざ四千ドルのものを買
つて、こういうやり方を見ております
と、ここにも今申し上げた誘導弾研究
におけるルーズさ、のろさ、そういう
ものの根底にひそんでいる気が現わ
れているんじゃないやなからうか、こう考
えるわけですね。双方について一つ御答
弁をいただきたいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 サイドワイ
ンダーは、予算にも出ておりますが、一
発四千ドル見当であります。円にし
て約四百四十万円程度であります。フ
ア・ストリークは、これは方式は多
少違いますが、性能的にもサイドワイ
ンダーよりは進んでいるとイギリス側
は言うのでございますが、私どもの調
査では、なお先方の会社で言っており
ますところによりまして、一発一千万
円程度でありまして、相当ファイア・ス

トリークの方が高いわけでありま
す。

○飛鳥田委員 GM研究計画はどう
ですか。

○小山(雄)政府委員 GM研究計画と
申しますのは、実は技術研究所が、GM
を今後開発していきまうについて、自
分の希望といひますか、こういう段
取りでこうやっていきたいということ
を見当をつけたものではないかと
思ひますが、これは庁議その他で正式に
決定したものでございせんし、ま
たこの研究所の方の要望に比較しま
して、予算その他で毎年締められてい
くような関係でありまして、防衛庁とし
てきまつた研究計画というものはまだ
持っておりません。

○飛鳥田委員 それでは次に、米国防
府はついで先般クレジット・セル計画
というものを発表し、これが日本に適
用せられるものは約五千万ドルだろ
う、こういわれておりますが、日本の
防衛庁はこのクレジット・セル計画
についてどう考えておられるのか、あ
るいはこのクレジット・セル計画に
応じていられるつもりなのか、ある
はもうすでに応じて申し込みをせられ
たのか、このことについて教えていた
だきたいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 今申されました
クレジット・セルでございますが、
その計画は実はちょっとどういふこと
か私もわからないのであります。ただ
有償援助をいろいろやっておりま
す、そのときに有償援助のやり方に
いろいろございまして、その中に委託
買付をしてもらうという制度がござい
まして、これがある程度利用しており
ますが、新しく何千万ドルでそういう計
画があつて、それがどう具体化してい

るか、またどういふ計画をこちらが考
えておるかということ、具体的には
なっておりません。

○飛鳥田委員 御存じないとおし
やるのですが、米国の五八会計年度に
おいて一億七千万ドルを設定して、
この予算を基金として、長期借款方式
によつて、被援助国に対し、航空機、
誘導弾、地上兵器などの完成兵器装
備を売却する、こういうことはあなた
だつて御存じだろうかと思ふわけ
です。これはもちろん今までの有償援助方式
と異なるものだということも御存じだ
と思ふのです。御存じないんですか。

○小山(雄)政府委員 その計画は日本
で利用していませんし、利用する計
画は具体的にございせん。

○飛鳥田委員 ところがこのクレジ
ット・セル計画に關して米議會議出委
員会の公聴会において、日本関係に
ついて議論をされておるわけですね。その
要旨はこういうことが述べられてお
ります。日本はクレジット・セル
計画に参加して航空機、兵器を購入す
ることを考えているのか。答。そう
です。間。クレジット・セルのため
一億七千万ドルの予算のうち、日本
はどのくらい購入する予定であるか。
答。現在確かな数字を持っていない。
しかし私は日本が防衛に對し寄与す
る努力を増加することに關し別の要因を
明らかにしたいと思ふ。云々、こう
言つております。間。クレジット・
セル制度がどのくらいとなるかわか
らないか。答。わからない。どうい
ふに言つておるわけですね。少くとも
アメリカの議会の中で、「日本はクレ
ジット・セル計画に参加して航空機、
兵器を購入することを考えているの

か。答 そうです。というふうに、アメリカの政府が答えている。もしそうだとすれば、アメリカの政府は全然日本の政府と連絡なしにこういうことを答えているとは思えないのですが、そんなことは私は少くともないと思う。何らかのお話し合いがそこにあつたと考えざるを得ないんですが、どうでしょう。

○小山(雄)政府委員 有償援助のやり方は、事前にオファーを出しまして、向うが承知すれば事前に払うのが原則であります。それから払いの方法、委託買付の方法、クレジット買付の方法といろいろございます。その方法が言われた金額のものであらうと思ひます。ただ従来も日本はまだ具体的に使つたことはございせんし、また今のところ具体的に使う計画を持っておりません。

○飛鳥田委員 そうすると、今の防衛庁は米国の五八会計年度に計画せられておるクレジット・セール計画というものに参画をする意思はない、このうについていいわけですか。

○小山(雄)政府委員 五八会計年度にはおそろしく間に合わないし、ないと思ひます。従来、現在までに大体有償援助でやつておりますものは、大体航空機の部品とか、部品関係が多いわけでありまして、これはずっと兵器にまでつたもののようにそういう制度が活用するほどのものじゃないというのが大部分でございます。来会計年度以後はそのつど相談いたしまして、必要があればそれに乗付けていくこともあるかと思ひます。

○飛鳥田委員 防空装備委員会というのはどういう委員会ですか。

○加藤(陽)政府委員 防空装備委員会は、昨年の十月に長官の訓令によりまして設けられた委員会でありまして、その目的は、防空に関する装備体系の調査、研究の調整、促進その他防空に関する装備体系一般について審議するものという事でございます。そのメンバーは、事務次官が委員長でございまして、官房長、防衛、経理、装備局長、技術開発担当の参事官、統合幕僚会議議長、陸、海、空の各幕僚長、技術研究所長が、委員会の委員になっております。そのもとに、委員のそれぞれ所属に属しますところから幹事をしまして、開設以来、私の記憶では十回に近く集まりまして、今申しました防空装備委員会の目的に基きまして検討を重ねて参つておる状況でございます。

○飛鳥田委員 これは新鋭兵器の機種決定などにも関係がありますか。

○加藤(陽)政府委員 ただいま申し上げましたごとく、わが国の防空装備をどうするかという大きな目的を持って検討してあるのでございまして、もちろん飛行機技術研究所で研究をいたしております地对空のGM、それから高射砲及びレーダー、こういうふうなものを含めまして、どういうふうにするかという国の防空が最も効果的にできるかということを研究するものであります。従ひまして飛行機の問題ももちろんその一部に入るわけでございますけれども、ただいま防空装備委員会において直接にF86Fに続く次の迎撃機の検討をいたしておるといふことはございせん。

○飛鳥田委員 そういう検討をするのはどういう機関でやるのですか。F86

Fに続くわが国の迎撃機の決定につきましては、主として航空幕僚監部及び内閣の防衛局、装備局等が中心になりまして検討を続けて参つております。

○飛鳥田委員 すでに機種決定をせられましたか。

○加藤(陽)政府委員 まだ決定になっておりません。

○飛鳥田委員 この前たしか防衛庁長官がその問題に言及をされて、タイガーにきめたというようにことを御発言になつたように思ひますが、それはうそですか。

○津島国務大臣 新機種については、どれにきめたという事は私はまだ申し上げておりません。

○飛鳥田委員 まああまり時間がおそくなつて皆さんにお気の毒ですが、最後に将来誘導弾部隊などというものが、当然高射砲部隊にかわつてできると思ひますが、これの所管は、もしできるとすればどこに入るものか。すでに防衛庁の内部では相当空幕と陸幕の間で御討論のようですが、どこに入るものか、一つ長官から伺わしていただきたいと思ひます。

○津島国務大臣 長官としてはその話なり、そういったことが計画されておるといふことは、承知いたしております。従つてどういふことになりましか、またはその配備をどうするかといふことは、今日申し上げる段階ではございせん。

○飛鳥田委員 まだほかに実は飛行機のことについてたくさん伺ひたい点があるのですが、もうきようはこれでやめます。

知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時十四分散会